

天橋立周辺地域景観まちづくり計画 景観形成ガイドライン



未来にかける天橋立、
共に育む心のふるさと

京都府・宮津市

はじめに

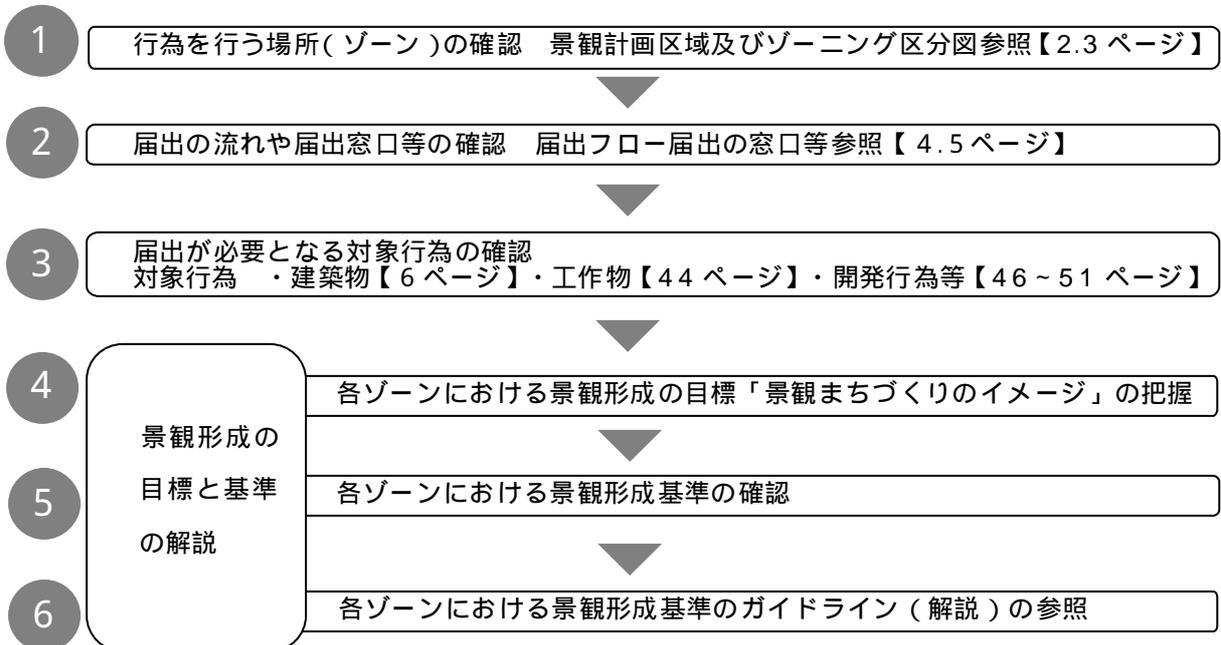
京都府では、天橋立の周辺地域を取り巻く歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくために、「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」を策定しました。

天橋立周辺地域景観まちづくり計画は、観光振興・地域活性化の観点を踏まえた景観づくりを切り口とした総合的な景観まちづくりを推進する「天橋立周辺地域の景観まちづくりのマスタープラン」として位置づけるとともに、対象区域における建築物や工作物等の景観形成の基準等を「天橋立周辺地域景観計画」として取りまとめています。

この景観形成ガイドラインは、天橋立周辺地域の良好な景観まちづくりを推進するために必要となる建築物や工作物、開発行為等の景観形成基準（ルール）等を解説したものです。これに基づき住民や事業者、行政と連携・協力しながら、眺望景観の保全を目指した良好な景観形成を適切に誘導していきます。

景観計画区域においては、景観計画に定めた一定規模の建築物や工作物の建設及び開発等の行為について、届出が必要となります。これに定められた対象行為を計画される場合は、該当するゾーニング区分や行為項目のページを参照し、計画内容を検討してください。

景観形成ガイドラインの読み方



天橋立周辺地域景観まちづくり計画景観形成ガイドライン

目 次

1	天橋立周辺地域景観まちづくり計画の概要	1
	景観まちづくり計画とは	1
	景観まちづくりの基本方針	1
	景観計画の区域とゾーン別景観形成方針	2
2	届出の手續	4
3	景観形成の目標と基準のガイドライン	6
	対象となる行為について	6
	景観形成の目標と建築物に係る景観形成基準の解説	9
	自然景観保全ゾーン	9
	俯瞰景観重点ゾーン	16
	幹線道路沿道ゾーン	27
	眺望景観沿道ゾーン	32
	市街地ゾーン	39
	各ゾーン共通	43
	工作物に係る景観形成基準の解説	44
	開発行為等に係る景観形成基準の解説	46
	開発行為	46
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	47
	木竹の伐採	48
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	49
	水面の埋立て	50
	特定照明	51
	< 参考資料 >	
	マンセル表色系について	52
	色彩基準の主な色票	54
	丹後天橋立大江山国定公園区域	56
	植栽計画について	57
	届出に必要な書類	61

天橋立周辺地域 景観まちづくり計画の概要

景観まちづくり計画とは

「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」は天橋立及び天橋立周辺地域の歴史や多様な地域の個性を活かした環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくための景観を活かしたまちづくりを推進するための計画です。

計画では、景観まちづくりの基本方針や景観まちづくりに向けた取組を示すとともに、建築物や工作物等に関する景観形成のルールなどを示した景観形成基準を設けています。今回は、建築物や工作物等のルールづくりの進め方の第1ステップとして、区域全域の景観形成を目的とした建築物等のルールを定めました。今後、地域の状況に応じて、地区毎のルールづくりの策定に向けた取組を進めることとしています。

建築物や工作物等のルールづくり

第1ステップ（今回策定）

傘松公園や天橋立ビューランドからの眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全し、併せて幹線道路沿道の景観形成の誘導を図るための、区域全域を対象とした建築物や工作物等に関するルールづくり

第2ステップ（今後状況に応じ策定を検討）

地域の個性や景観資源を再生し、地域活性化につながるまち並み景観を誘導するための、地域の状況に応じた地区毎のルールづくり

景観まちづくりの基本方針

天橋立のシンボル景観の保全

- ・日本を代表する象徴的景観である天橋立及び周辺地域の自然景観を保全
- ・傘松公園や天橋立ビューランドから天橋立への眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全

地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上

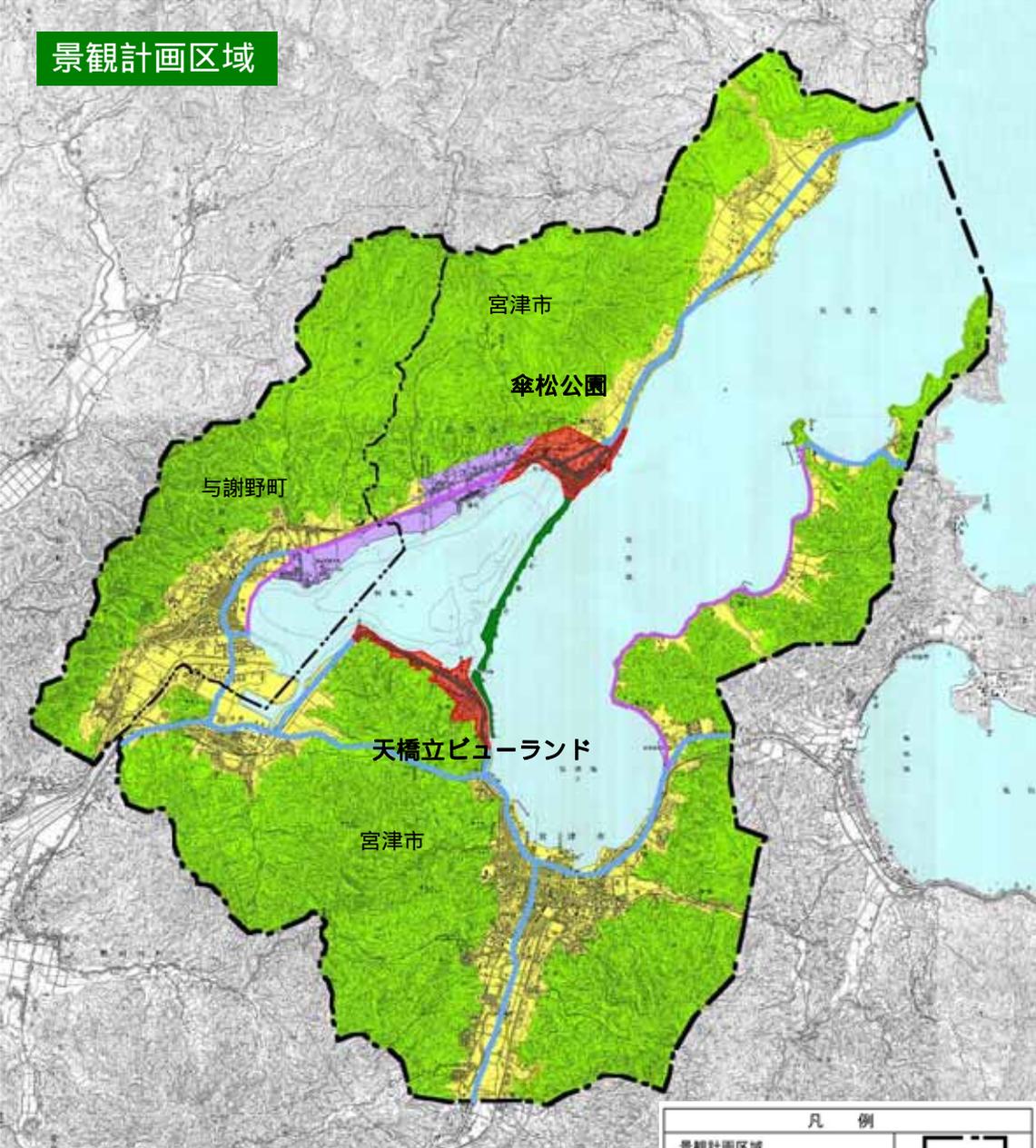
- ・籠神社、真名井神社、智恩寺等の歴史的資源を活用した景観形成の推進
- ・地域の景観資源の再生や新たな魅力の創造による、観光振興や地域活性化の推進

住民と事業者、行政による景観まちづくり

- ・住民と事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進
- ・愛着や誇りが持てる景観まちづくりの推進

景観計画の区域とゾーン別景観形成方針

眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立及び天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を景観計画の区域とし、土地利用や景観特性に応じた景観形成方針を定めました。



景観計画区域及びゾーニング区分

凡 例	
景観計画区域	[Dashed Black Line]
自然景観保全ゾーン	
天橋立	[Dark Green]
海域（阿蘇海、宮津湾）	[Light Blue]
山並み	[Light Green]
俯瞰景観重点ゾーン	[Red]
幹線道路沿道ゾーン	[Blue Line]
眺望景観沿道ゾーン	[Purple]
市街地ゾーン	[Yellow]

自然景観保全ゾーン

山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な構成要素

区域 「天橋立公園」「海域」（阿蘇海及び宮津湾）及びその周囲を取り巻く「山並み」（地域森林計画で規定された民有林及び国有林）の区域

方針 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である天橋立や周辺の山並み、海域等を保全



阿蘇海と山並み

俯瞰景観重点ゾーン

天橋立と近傍のまち並みが一体的に俯瞰される象徴的な景観を有し、重点的な景観形成が必要な地域

区域 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から天橋立を一望できる区域を基本に設定

方針 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から見おろす景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導



天橋立ビューランドからの俯瞰

幹線道路沿道ゾーン

沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観

区域 良好な沿道景観の形成を目的とした、主要な幹線道路の沿道（道路端から幅2.5mの区域）

方針 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道の景観形成を誘導



府道綾部大江宮津線沿道（宮津市）

眺望景観沿道ゾーン

天橋立から眺望される対岸の沿岸域、及び来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア

区域 天橋立への眺望景観及び天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの沿岸域

方針 沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導



天橋立から溝尻方向

市街地ゾーン

天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園

区域 他のゾーンを除く区域

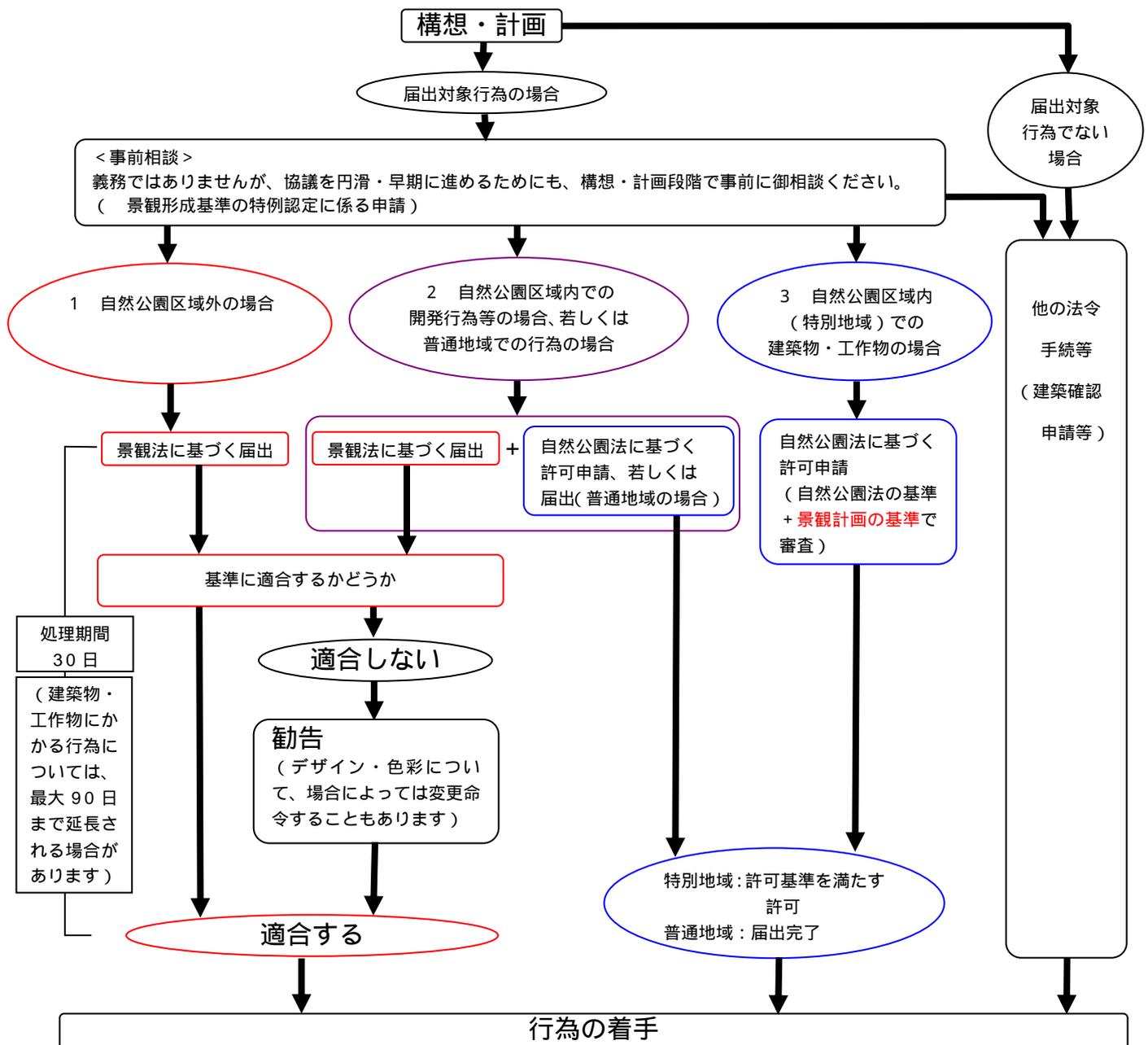
方針 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導



与謝野町岩滝周辺

届出フロー

景観計画で定める一定規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要です。手続をスムーズに進めるため、届出の前に、担当窓口で事前相談を行っていただくよう御協力をお願いします。計画が基準に適合している場合は、届出から30日（変更命令等について判断が必要な場合は最大90日）を過ぎれば行為の着手ができます。ただし、建築確認申請等、他の法令手続等が必要な場合は、それらの手続を併せて行ってください。



建築物及び工作物について、景観形成に支障がないと認められた範囲内において、審議会等の意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる特例認定の規定を設けています。特例認定の申請については、事前相談の段階で御相談ください。

事前相談及び届出の窓口

事前相談及び届出先については、行為の対象となる場所及び行為の種類により下表のとおり異なります。

その他にも、他の法令に基づき届出、許可等が必要なものについては、景観法の届出に併せてそれぞれの窓口で手続きを行ってください。

対象行為別の手続先

1 建築物・工作物

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく届出の両方の手続が必要

2 開発行為・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積 水面の埋立て・特定照明

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく許可の両方の手続が必要(注)

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく届出の両方の手続が必要(注)

(注) 特定照明については、自然公園法に基づく許可又は届出は不要です。

- 1 手続窓口の連絡先は、巻末を参照してください。
- 2 自然公園区域については、巻末の参考資料「丹後天橋立大江山国定公園区域図」を参照してください。

3

景観形成の目標と基準のガイドライン

対象となる行為について

建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更について

P 2 に示すゾーニング区分のゾーン別、行為の種類別に届出対象となる行為を定めています。

	行為の種類	対象となるもの	対象となるものの考え方等
自然景観保全ゾーン	建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの	重点的に景観形成を図るため、建築確認申請の対象となる床面積の合計が10㎡を超える行為をその対象としています
俯瞰景観重点ゾーン			
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記建築物の外観変更等に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの 解説1	上記建築行為等の規模に準じて規定しています

	行為の種類	対象となるもの	対象となるものの考え方等
幹線道路沿道ゾーン	建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・ 地階を除く階数が4以上の建築物 ・ 高さが12mを超える建築物 解説2 ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物 解説3	比較的規模の大きな建築物を対象としています 地階を除く階数が4以上の建築物 ・ 区域内は、地上2階又は3階建ての建築物を中心とした中低層のまち並みであり、4階建て以上の建築物は突出して見えるため 高さが12mを超える建築物 ・ 第1種低層住居専用地域で最大限許容される高さ12mを超える建築物は4階建てと同様に突出して見えるため 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物 ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物については、大規模であり景観形成に与える影響が大きいと考えられるため
眺望景観沿道ゾーン			
市街地ゾーン			
	建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当するもの 解説4	上記の内容に準じて対象としています
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更等に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの	10㎡以上の外観又は色彩の変更は、周辺の景観に与える影響が大きいと考えられるため

建築物等が「複数のゾーンにわたる場合」の取扱いについて

- ・建築物等が「複数のゾーンにわたる場合」は、以下に示した上位のゾーンの基準を適用します。

俯瞰景観重点ゾーン

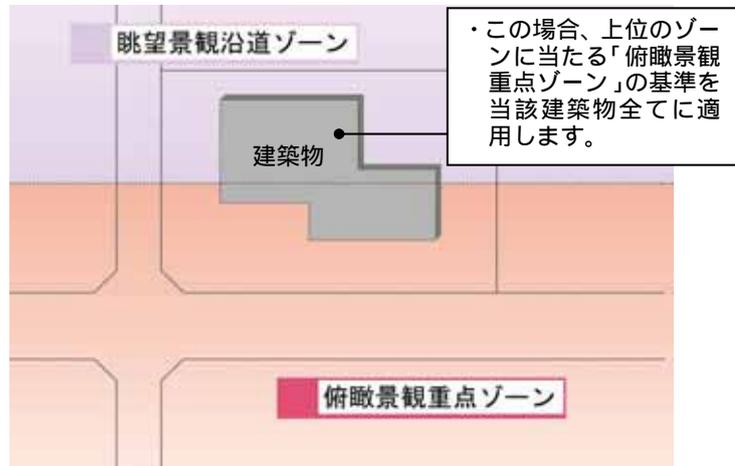
自然景観保全ゾーン

眺望景観沿道ゾーン

幹線道路沿道ゾーン

市街地ゾーン

建築物が2つのゾーンにわたる場合の例



解説1 建築物の外観変更等に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるものとは

- ・屋根材の葺き替え等についても「外観の変更又は色彩の変更」に含まれます。
- ・工事に着手される部分の見付面積の合計が10㎡を超える場合は、届出が必要となります。



- ・建築物の外壁等の改修を行う場合、その部分の見付面積の合計が10㎡を超える場合は、届出が必要となります。

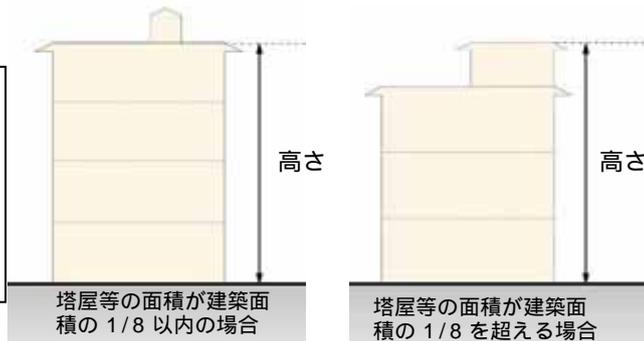
解説2 建築物の高さについて「高さが12mを超える建築物」とは

「建築物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項第6号口で定める規定を適用し、地盤面からの高さにより算定します。

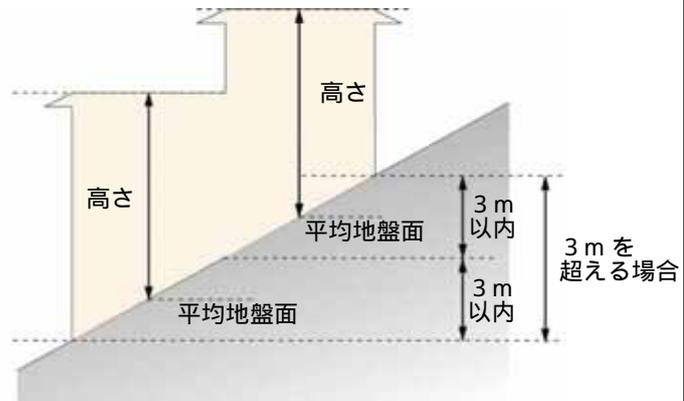
なお、地盤面とは、同条第2項で定める、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面（以降、「平均地盤面」という）とし算定します。

< 算定例 >

- ・建築物の屋上部分に塔屋等がある場合、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しません。



- ・建築物の位置が斜面地にある場合、建築物の周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える際には、その高低差3m以内毎に平均地盤面を設定し、その面からの高さを建築物の高さとします。



- ・最大の高さが12mを超える建築物については、届出が必要となります。

解説3 「床面積の合計が1,000㎡を超える建築物」とは

「床面積の合計」は、建築基準法施行令第2条第1項第3号で定める規定を適用し、建築物の棟単位の合計により算定します。

解説4 「増築後の建築物が上記のいずれかに該当するもの」とは

建築物の増築については、既存部分を含めた増築後の規模により届出の要否を判断してください。

なお、増築部分について景観形成基準を適用することとしておりますが、既存部分についても景観形成基準に適合するよう配慮してください。

建築物の景観形成の目標と基準の解説

自然景観保全ゾーンにおける景観形成

目標 眺望景観の骨格を構成する象徴的存在として保全するため、周囲の自然景観や天橋立との調和に配慮した景観形成を目指す

景観まちづくりのイメージ

天橋立や背景の山並みの存在感が引き立つように、建築物の屋根形状や外壁の色彩等による景観の誘導を図る。
(P 1 2、P 1 4 参照)



周囲の山並み等の自然景観や近傍の緑地等に配慮し、建築設備等は建築物本体と均整のとれたものとする。
(P 1 3 参照)

天橋立からの良好な眺望を損なわないようにするために、建築物は後背地の山の稜線を分断しないようにする。
(P 1 1 参照)
天橋立や周辺から眺めるまち並みを整ったものにするために、建築物の向きや配置に配慮する。
(P 1 1 参照)

自然景観保全ゾーン

自然景観保全ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が 10 m ² を超えるもの

基準内容

項目	景観形成基準															
形態	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物(延べ面積1,000m²を超える建築物をいう。(以下この表において同じ。))については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。 	<p>解説 1</p> <p>解説 2</p>														
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。 	解説 3													
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根(勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。)とする。ただし、勾配のある軒が設置された建築物については、この限りでない。 屋上緑化を施し、又は太陽光パネル(知事が別に仕様を定めるものに限る。)を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 	<p>解説 4</p> <p>解説 5</p>													
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 	解説 6													
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。 	<p>解説 6</p> <p>解説 7</p>													
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 	解説 8													
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。) 漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">色相</td> <td style="width: 25%;">明度</td> <td style="width: 25%;">色相</td> <td style="width: 25%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">無彩色</td> <td style="width: 50%;">N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5	<p>解説 9</p> <p>解説 10</p>
色相	明度	色相	彩度													
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
敷地	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 	解説 11														

建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置」とは

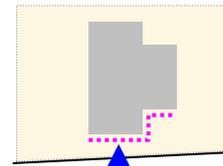
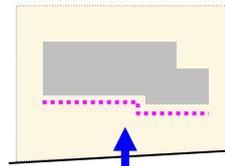
眺望に配慮した建築物の適切な向きや配置の工夫

天橋立からの眺望を阻害しないように配慮するため、天橋立に面する建築物の外壁が大きく見えないように建築物の向きや配置を工夫してください。

例

・天橋立側や海側に大きな壁面を向けると長大さを感じてしまいます。

・建築物の向きや配置を工夫して、建築物の見えがかり部分を小さく見せるように配慮します。



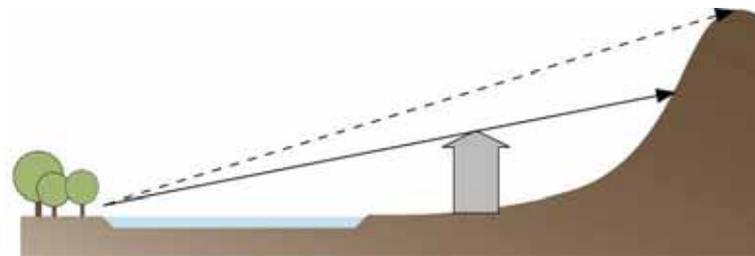
見る方向
天橋立からの眺望

見る方向
天橋立からの眺望

解説2 「建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しない」とは

海岸線付近や山裾に立つ建築物は、天橋立から眺めた場合、大半の建築物はその背景に山並みが望めます。これらの山並みは阿蘇海や宮津湾を取り囲むように位置しており、天橋立からの眺望景観の背景をなす重要な構成要素となっています。この眺望景観を特徴づける山の稜線の連続性を保全するために、建築物が山の稜線を分断しないように配置することが重要です。

例



天橋立

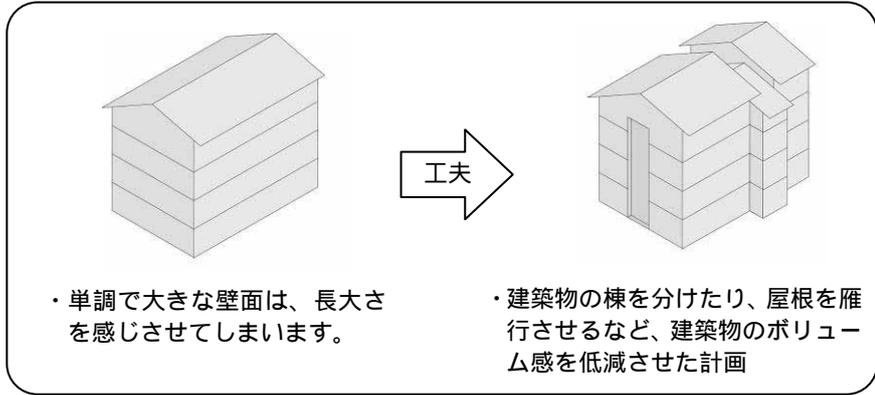
・背景の山の稜線を分断しないように建築物の高さや配置の工夫した配慮例

解説3 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例

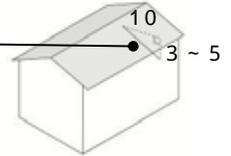


解説4 「勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）」とは

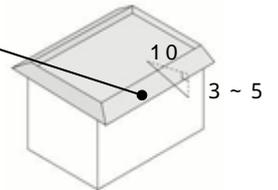
天橋立や周辺からの眺望に対して、整ったまち並み景観とするために、建築物の屋根勾配（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）は、3/10（約16度）から5/10（約27度）までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

上記の屋根勾配の範囲は、一般的な和瓦葺きの屋根に用いられることが多く、屋根材により変化はありますが、和風の趣が感じられるものと言えます。

勾配屋根



勾配屋根形状のパラペット



解説5 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル(知事が別に仕様を定めるものに限る。)を設置した建築物については、勾配屋根に関する規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮された行為により、勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

**解説6 「塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする」
「機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする」とは**

屋上部の塔屋、建築物等に付帯する機械設備、屋外階段やバルコニー等は、景観を阻害する要因になることもあるため、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることが必要です。

例



勾配屋根と塔屋の形態に配慮された建築物



バルコニー等が一体的に造り込まれた外観

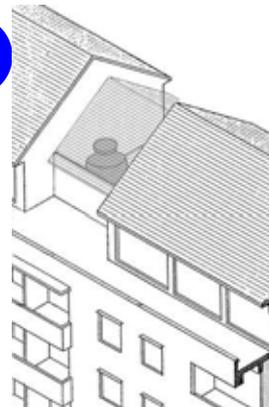
自然景観保全ゾーン

解説7 「天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する」とは

建築物等に付帯する機械設備は、景観を阻害する要因になることもあります。

周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、天橋立や幹線道路からの眺望に支障とならないよう、形態や配置の配慮が必要です。

例



施設の望ましい設置例
・敷地周りから機械設備等が直視できないように配慮し、建築物の形態に馴染ませるようにします。

解説8 「背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない」とは

建築物の外壁の全面に光沢性のある材料を均一に使用すると、周辺の自然景観との調和を乱し、光の反射などにより、天橋立や周辺からの眺望を阻害するおそれがありますので、カーテンウォール等の構造により光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しないでください。窓や扉にガラスなど光沢性のある材料を用いることはできますが、使用に当たっては、まち並み景観の形成を阻害しないよう配慮することが必要です。

解説9 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする」とは

建築物の基調となる外壁の色彩は、隣接する建築物や背景となる山並み等周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

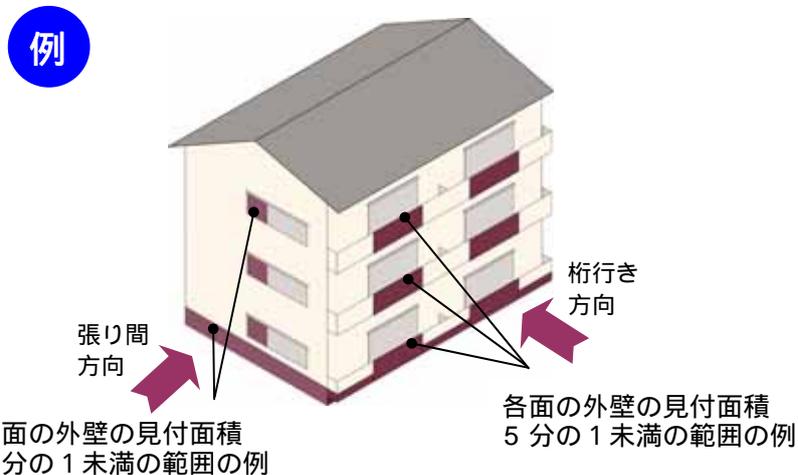
解説10 「建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

- ・伝統的な建築物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等（焼き杉板等を含む）の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の見付面積の各々の面で算定することとします。



解説11 「天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

例



- 植栽の望ましい配置例
- ・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。

俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成

目標

主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を目指す

景観まちづくりのイメージ

天橋立からの良好な眺望を損なわないようにするために、建築物は後背地の山の稜線を分断しないようにする。(P 21 参照)
天橋立や幹線道路から眺めるまち並みを整ったものにするために、建築物の向きや配置に配慮する。(P 20 参照)



天橋立や主要な視点場からの眺めを考慮し、天橋立の松並木とまち並みの連続性に配慮した、敷地内緑化を推進する。(P 26 参照)

周囲の山並み等の自然景観や近傍の歴史的な建造物等に配慮するため、建築設備等は建築物本体と均整のとれたものとする。(P 23 参照)

主要な視点場から俯瞰されるまち並みを趣のある良好なものとするため、建築物の屋根材や屋根構造、屋根の色彩等によるまち並み景観の誘導を図る。
(P 2 2、P 2 6 参照)



低層の住宅が軒を連ねる家並みに対して、建築物の軒又は庇の高さ等を揃える等、隣接する建物との連続性に配慮したまち並みの景観を誘導する。

(P 2 0 参照)

隣接するまち並みや天橋立を始めとした周辺の自然環境との調和に配慮した色彩とする。

(P 2 4 参照)

俯瞰景観重点ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が 10 m ² を超えるもの

基準内容

項目	景観形成基準		
形態	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えることにより、まち並み景観の連続性を乱さない。 天橋立からの眺望及び幹線道路から天橋立への眺望に配慮し、大規模建築物(延べ面積1,000m²を超える建築物をいう。(以下この表において同じ。))については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。 	<p>解説 1</p> <p>解説 2</p> <p>解説 3</p>	
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。 	解説 4
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> 屋根材及び屋根構造は、和瓦の勾配屋根とする。 ただし、屋根材の規定は、次の(1)から(4)までの建築物について、屋根構造の規定は、(3)及び(4)の建築物について、適用しない。 	解説 5
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の改築又は外観の変更において、和瓦を使用することが構造上、支障がある場合で、和瓦と同等の風情を有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができるものと認められるもの 	解説 5-1
		<ul style="list-style-type: none"> (2) 4階建て以上の建築物において、和瓦を使用することが耐風上、支障があると認められる場合で、和瓦と同等の風情を有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができると認められるもの 	解説 5-2
		<ul style="list-style-type: none"> (3) 文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの 	解説 5-3
<ul style="list-style-type: none"> (4) 付属建築物その他小規模な建築物(床面積30m²以下の小規模な建築物をいう。) 	解説 5-4		
屋上	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 	解説 6	
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化を施し、又は太陽光パネル(知事が別に仕様を定めるものに限る。)を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、まち並み景観の連続性を乱さない。 	解説 7	
	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 天橋立や主要な視点場から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。 	<p>解説 8</p> <p>解説 9</p>	
材料	<ul style="list-style-type: none"> 背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 	解説 10	

色彩	外壁	<p>次のいずれかの建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上の建築物 ・ 高さが12mを超える建築物 ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物 															
		<p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>無彩色</th> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5	<p>解説11</p> <p>解説12</p>
色相	明度	色相	彩度														
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下														
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7~N5																
		<p>それ以外の建築物</p> <p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>9~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>無彩色</th> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	9~5	10R~2.5Y	4以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5	<p>解説11</p> <p>解説12</p>
色相	明度	色相	彩度														
5YR~2.5Y	9~5	10R~2.5Y	4以下														
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7~N5																
	屋根	<p>・ 屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、上記規定は、次の（1）及び（2）の建築物について適用しない。</p> <p>（1）文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの</p> <p>（2）付属建築物その他小規模な建築物（床面積30㎡以下の小規模な建築物をいう。）</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>無彩色</th> <td>N4以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	10R~2.5Y	4以下	3以下	無彩色	N4以下	<p>解説13</p> <p>解説5-3</p> <p>解説5-4</p>						
色相	明度	彩度															
10R~2.5Y	4以下	3以下															
無彩色	N4以下																
敷地	植栽	<p>・ 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。</p> <p>ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>	<p>解説14</p>														

建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えることにより、まち並み景観の連続性を乱さない」とは

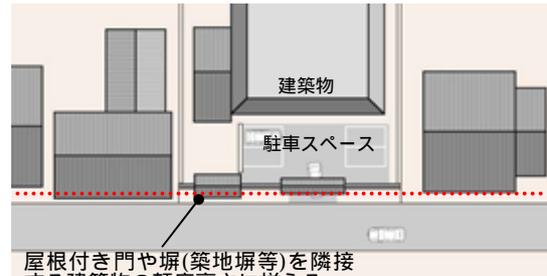
隣り合う建築物の庇や軒の高さを揃えたり、それらの形態意匠を隣接する建築物の意匠と調和させることにより、まち並みの連続性を乱さないように工夫してください。

建築物前面の敷地内に駐車スペースを設ける場合においても、道路に面した部分に塀や屋根付き門などを設け、隣り合う建築物の軒高さと塀や門の高さを揃えるなど、形態及び意匠面で配慮が望まれます。

例



- ・一階部分の軒や屋根の庇の高さを揃えた例



屋根付き門や塀(築地塀等)を隣接する建築物の軒庇高さに揃える

- ・道路に面して駐車スペース等を設ける場合
- ・塀や門を設けることにより、まち並みの連続性に配慮した例

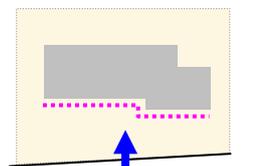
解説2 「天橋立からの眺望及び幹線道路から天橋立への眺望に配慮し、大規模建築物については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置」とは

眺望に配慮した建築物の適切な向きや配置の工夫

天橋立からの眺望を阻害しないように配慮するため、天橋立に面する建築物の外壁が大きく見えないように建築物の向きや配置を工夫してください。

例

- ・天橋立側や海側に大きな壁面を向けると長大さを感じてしまいます。

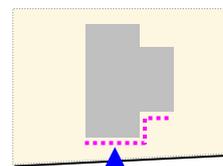


見る方向

天橋立からの眺望



- ・建築物の向きや配置を工夫して、建築物の見えがかり部分を小さく見せるように配慮します。



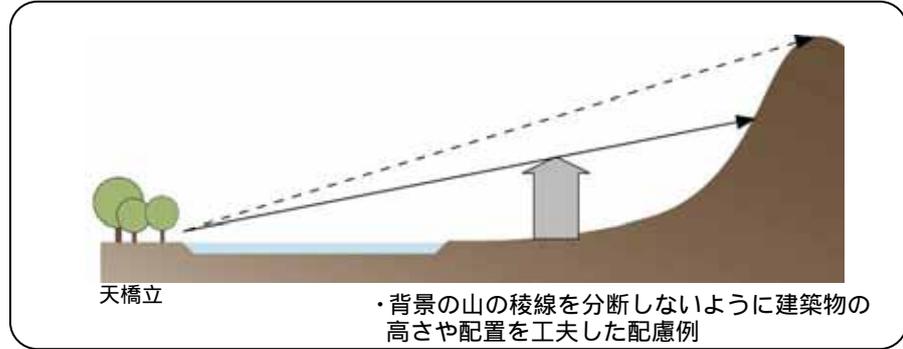
見る方向

天橋立からの眺望

解説3 「建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しない」とは

海岸線付近や山裾に立つ建築物は、天橋立から眺めた場合、大半の建築物はその背景に山並みが望まれます。これらの山並みは阿蘇海や宮津湾を取り囲むように位置しており、天橋立からの眺望景観の背景をなす重要な構成要素となっています。この眺望景観を特徴づける山の稜線の連続性を保全するために、建築物が山の稜線を分断しないように配置することが重要です。

例

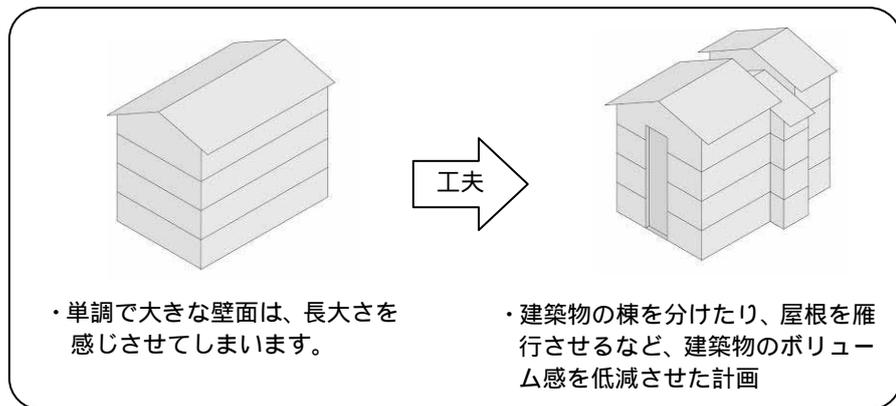


解説4 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例



解説5 「屋根材及び屋根構造は、和瓦の勾配屋根とする」とは

主要な視点場からの俯瞰や天橋立等からの眺望に対して、風情あるまち並みとして見えるようにするために、建築物の屋根材は、和瓦の勾配屋根とし、屋根の勾配(軒庇の勾配も含む)は、3/10(約16度)から5/10(約27度)までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

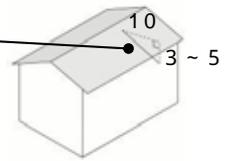
ただし、解説5-1~4及び解説6の規定を満足するものについては、適用除外としています。

- 〔屋根材の適用除外項目〕
- 〔屋根構造の適用除外項目〕

和瓦の勾配屋根の例



勾配屋根



解説5-1

建築物の改築又は外観の変更において、和瓦を使用することが構造上、支障がある場合で、和瓦と同等の風情有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができると認められるもの

- ・昭和56年以前の耐震基準(昭和56年に建築基準法改正され耐震設計基準が改められた)により設計された建築物においては、改築又は外観の変更に係る和瓦の使用は、構造上負荷がかかり支障となる場合があることから、これらの建築物に対しては、屋根材の規定である和瓦の使用は適用除外としています。
- ・「和瓦と同等の風情有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材」とは、金属葺きや平板瓦葺き等で、仕上げの色彩が屋根の色彩基準に適合していることが必要です。
- ・屋根の構造は、勾配屋根としてください。

例

和瓦と同等の風情有する屋根材の例



金属葺き

平板瓦葺き

解説5-2

大規模建築物において和瓦を使用することが耐風上、支障があると認められる場合で、和瓦と同等の風情有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができると認められるもの

- ・大規模建築物においては、その高さや規模等の条件等により、耐風性能等に支障をきたす場合があります。これらの建築物に対しては、屋根材の規定である和瓦の使用は適用除外としています。
- ・屋根の構造は、勾配屋根としてください。

解説5-3

重要文化財や京都府指定有形文化財に指定されている建造物、及びそれらが建つ敷地に立地する建築物

例

天橋立周辺地域の主な指定文化財



智恩寺 山門(瓦葺)



籠神社 本殿(檜皮葺)

- ・文化財及びその敷地においては、その建造物の維持を図ることが必要で、一般的な景観形成の規定を適用することが適切ではないため、屋根材及び屋根の構造について適用除外としました。

解説5 - 4

付属建築物や床面積 30 m²以下の小規模な建築物

- ・ 付属建築物とは、建築物に付属する車庫や物置等を指します。
- ・ 付属建築物や小規模な建築物の屋根材及び屋根の構造については、周辺の景観形成に与える影響は小さいと判断しましたので適用除外としました。

解説6 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、屋根材及び屋根構造の規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮により、和瓦の勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

解説7 「屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、まち並み景観の連続性を乱さない」とは

隣り合う建築物の勾配屋根や向き、庇や軒の高さや出幅を揃えることにより、まち並みの連続性に配慮します。また、勾配屋根の屋根面を一方向のみに向けるような片流れ屋根は、設置しないようにしてください。

解説8 「塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする」

「機械設備、機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする」とは

屋上部の塔屋、建築物等に付帯する機械設備、屋外階段やバルコニー等は、景観を阻害する要因になることもあるため、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることが必要です。

例



勾配屋根と塔屋の形態に配慮された建築物

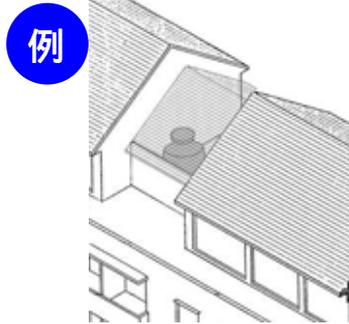


バルコニー等が一体的に造り込まれた外観

解説9 「天橋立や主要な視点場から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する」とは

建築物等に付帯する機械設備は、景観を阻害する要因になることもあります。

周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、天橋立や主要な視点場からの眺望に支障とならないよう、形態や配置の配慮が必要です。



例

施設の望ましい設置例
・敷地周りから機械設備等が直視できないように配慮し、建築物の形態に馴染ませるようにします。

解説10 「背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない」とは

建築物の外壁の全面に光沢性のある材料を均一に使用すると、周辺の自然景観との調和を乱し、光の反射などにより、天橋立や周辺からの眺望を阻害するおそれがありますので、カーテンウォール等の構造により光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しないでください。窓や扉にガラスなど光沢性のある材料を用いることはできますが、使用に当たっては、まち並み景観の形成を阻害しないよう配慮することが必要です。

解説11 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする」とは

俯瞰景観重点ゾーンでは、建築物の規模により、外壁の色彩基準が異なります。

次のいずれかの建築物

- ・地階を除く階数が4以上の建築物
- ・高さが12mを超える建築物
- ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物

建築物の基調となる外壁の色彩は、主要な視点場からの俯瞰に対して、隣接する建築物や周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

上記以外の建築物 比較的規模の小さい建築物の場合

上記以外の規模の小さい建築物も同様に、隣接する建築物や周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。

具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。
外壁の色彩基準に適合した事例

例



6.5YR5/0.5



1Y8.5/4

解説 12 「建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

- ・伝統的な建築物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等（焼き杉板等を含む）の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

外壁に白漆喰を用いた事例



N 9.5

外壁に焼き杉板を用いた事例



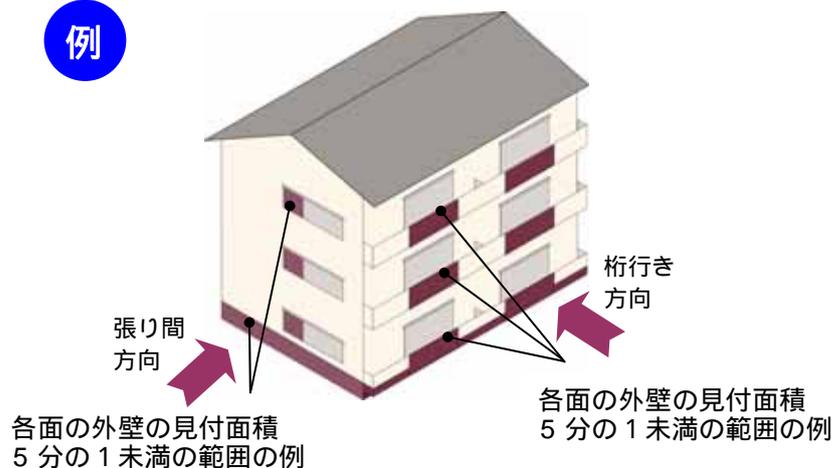
N 2 ~ 3

例

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の見付面積の各々の面で算定することとします。

例



解説13 「屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲」とは

屋根の色彩は、主要な視点場からの俯瞰に配慮するため、隣接する建築物の屋根や天橋立などの自然景観との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

俯瞰される屋根の色に配慮した良好なま
ちのイメージ



屋根の色彩基準に適合した事例



「いぶし銀色」N4程度 の和瓦

屋根の色彩基準に適合した金属屋根の事例



解説14 「天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

例



植栽の望ましい配置例

- ・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。

幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成

目標 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道景観を誘導する

景観まちづくりのイメージ

背景の山並みや隣接するまち並みとの調和に配慮した、屋根形状や外壁の色彩等の景観誘導を図る。
(P 2 9、 P 3 1 参照)



周囲の山並み等の自然景観や近傍の緑地等に配慮するため、建築設備等は建築物本体と均整のとれたものとする。
(P 3 0 参照)
背景の山並みや隣接するまち並みとの調和を阻害しないように外壁の全面に光沢性のある材料は使用しない。
(P 3 0 参照)

周辺からの眺めや周辺環境との調和に配慮するため、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。(P 3 1 参照)

幹線道路沿道ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

基準内容

項目	景観形成基準															
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。 解説 1														
	屋根等	・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 解説 2 解説 3														
	屋上	・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 解説 4														
	建築設備等	・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。 解説 4 解説 5														
	材料	・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 解説 6														
色彩	外壁	・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 50%; margin: 10px auto; text-align: center;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N 7～N 5</td> </tr> </table> 解説 7 解説 8	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N 7～N 5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N 7～N 5															
敷地	植栽	・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 解説 9														

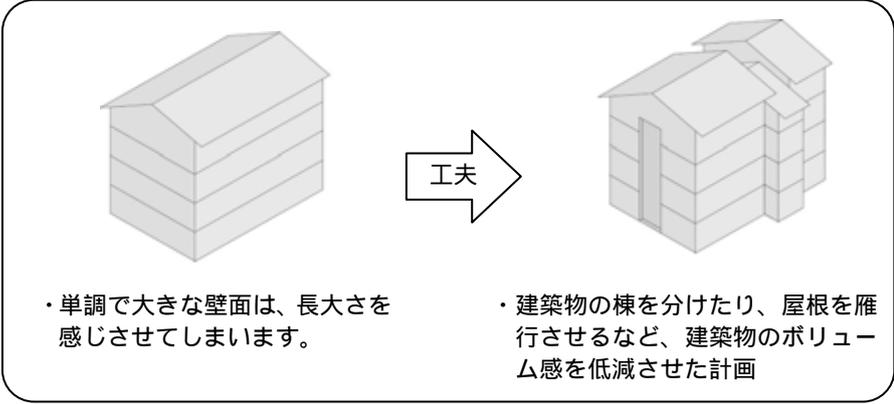
建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例

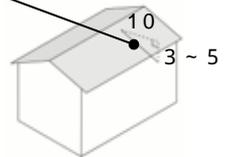


解説2 「勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とは

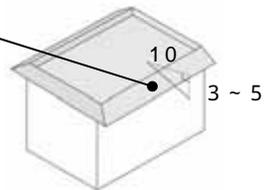
天橋立や周辺からの眺望に対して、整ったまち並み景観とするために、建築物の屋根勾配（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）は、3/10（約16度）から5/10（約27度）までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

上記の屋根勾配の範囲は、一般的な和瓦葺きの屋根に用いられることが多く、屋根材により変化はありますが、和風の趣が感じられるものと言えます。

勾配屋根



勾配屋根形状のパラペット



解説3 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、勾配屋根に関する規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮により、勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

**解説4 「塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする」
「機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする」とは**

屋上部の塔屋、建築物等に付帯する機械設備、屋外階段やバルコニー等は、景観を阻害する要因になることもあるため、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることが必要です。

例



勾配屋根と塔屋の形態に配慮された建築物



バルコニー等が一体的に造り込まれた外観

解説5 「天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する」とは

建築物等に付帯する機械設備は、景観を阻害する要因になることもあります。

周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、天橋立や幹線道路からの眺望に支障とならないよう、形態や配置の配慮が必要です。

例



施設の望ましい設置例
敷地周りから機械設備等が直視できないように配慮し、建築物の形態に馴染ませるようにします。

解説6 「背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない」とは

建築物の外壁の全面に光沢性のある材料を均一に使用すると、周辺の自然景観との調和を乱し、光の反射などにより、天橋立や周辺からの眺望を阻害するおそれがありますので、カーテンウォール等の構造により光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しないでください。窓や扉にガラスなど光沢性のある材料を用いることはできますが、使用に当たっては、まち並み景観の形成を阻害しないよう配慮することが必要です。

解説7 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする」とは

建築物の基調となる外壁の色彩は、隣接する建築物や背景となる山並み等周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

外壁の色彩基準に適した事例



10YR7/3

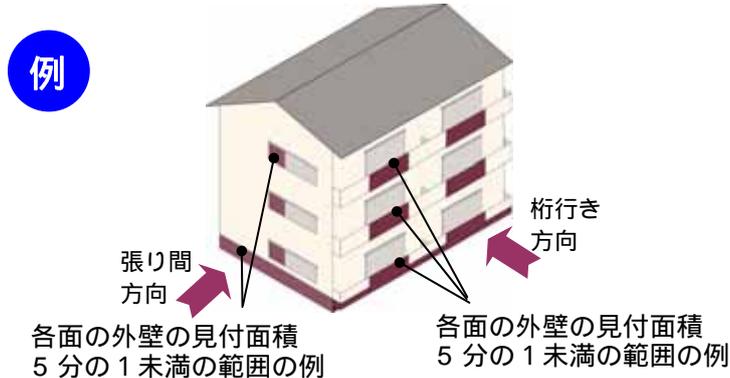
解説8 「建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

- ・伝統的な建築物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等(焼き杉板等を含む)の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の見付面積の各々の面で算定することとします。



解説9 「周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

例



植栽の望ましい配置例

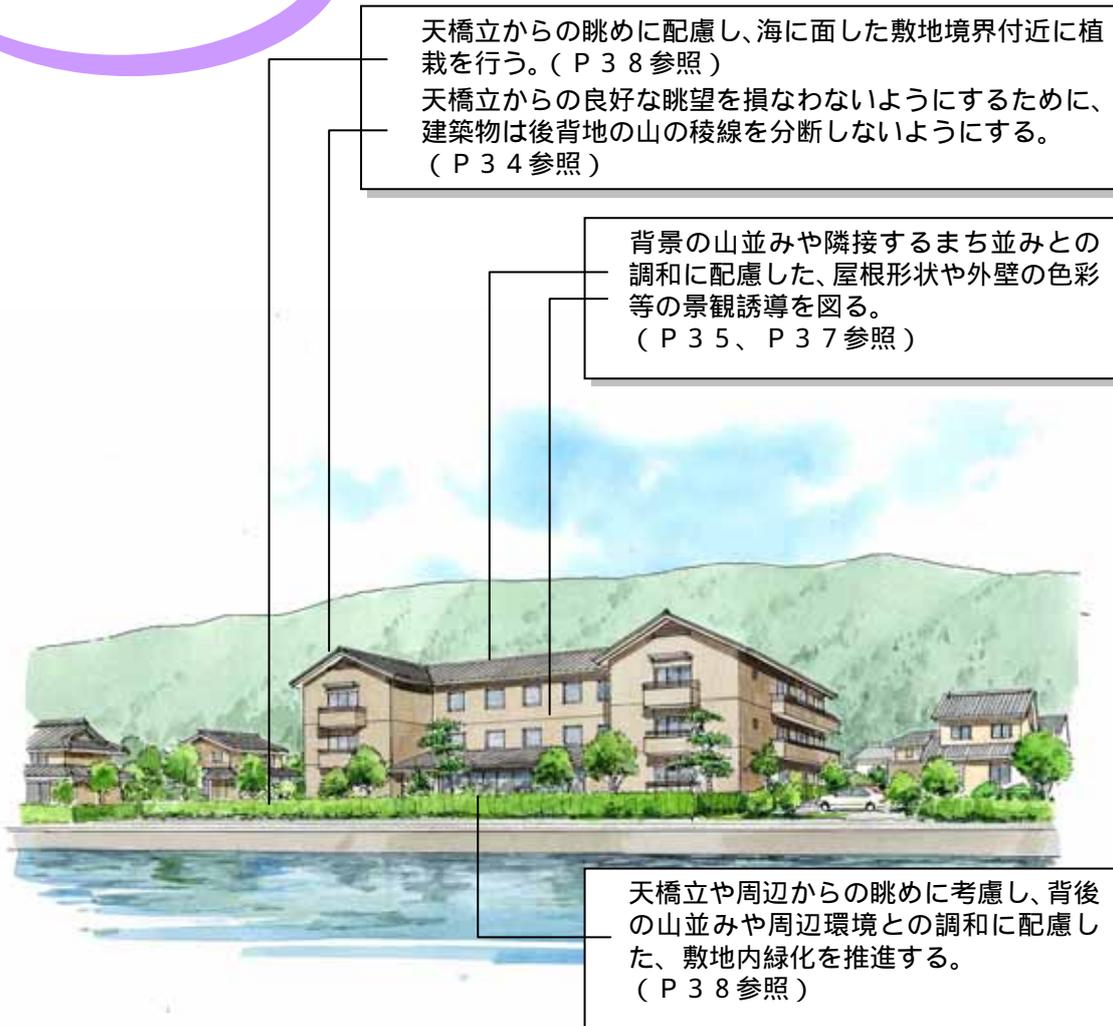
- ・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。

眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成

目標

沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導する

景観まちづくりのイメージ



天橋立からの眺めに配慮し、海に面した敷地境界付近に植栽を行う。(P 3 8 参照)
天橋立からの良好な眺望を損なわないようにするために、建築物は後背地の山の稜線を分断しないようにする。(P 3 4 参照)

背景の山並みや隣接するまち並みとの調和に配慮した、屋根形状や外壁の色彩等の景観誘導を図る。(P 3 5、P 3 7 参照)

天橋立や周辺からの眺めに考慮し、背後の山並みや周辺環境との調和に配慮した、敷地内緑化を推進する。(P 3 8 参照)

沿道に軒を連ねる家並みに対して、建築物の軒又は庇の高さ等を揃える等、隣接する建物との連続性に配慮したまち並みの景観を誘導する。(P 3 6 参照)

周囲の山並み等の自然景観や近傍の緑地等に配慮するため、建築設備等は建築物本体と均整のとれたものとする。(P 3 7 参照)

眺望景観沿道ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上の建築物 ・ 高さが12mを超える建築物 ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

基準内容

項目	景観形成基準	解説												
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 ・ 建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">解説 1</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 2</div>												
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材、均一で単調な壁面としない。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 3</div>											
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・ 屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 ・ 屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性を乱さない。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">解説 4</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">解説 5</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 6</div>											
		屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 7</div>										
		建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・ 天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">解説 7</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 8</div>										
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景の山並み景観やまち並み景観を障害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 9</div>											
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。） 漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">解説 10</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 11</div>											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">明度</th> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">無彩色</td> <td style="width: 50%;">N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下
色相	明度	色相	彩度											
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下											
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下											
無彩色	N7～N5													
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center;">解説 12</div>											

建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置」とは

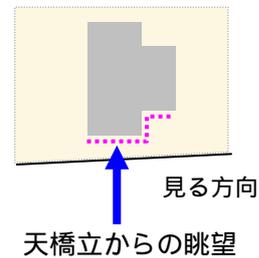
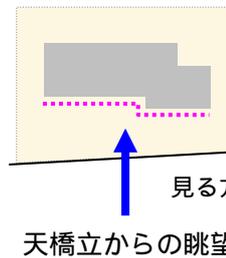
眺望に配慮した建築物の適切な向きや配置の工夫

天橋立からの眺望を阻害しないように配慮するため、天橋立に面する建築物の外壁が大きく見えないように建築物の向きや配置を工夫してください。

例

・天橋立側や海側に大きな壁面を向けると長大さを感じてしまいます。

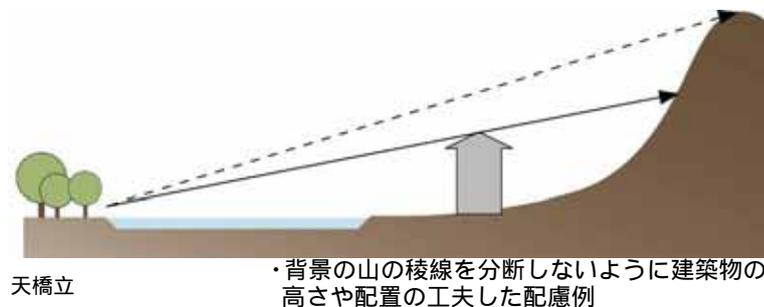
・建築物の向きや配置を工夫して、建築物の見えがかり部分を小さく見せるように配慮します。



解説2 「建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しない」とは

海岸線付近や山裾に立つ建築物は、天橋立から眺めた場合、大半の建築物はその背景に山並みが望めます。これらの山並みは阿蘇海や宮津湾を取り囲むように位置しており、天橋立からの眺望景観の背景をなす重要な構成要素となっています。この眺望景観を特徴付ける山の稜線の連続性を保全するために、建築物が山の稜線を分断しないように配置することが重要です。

例

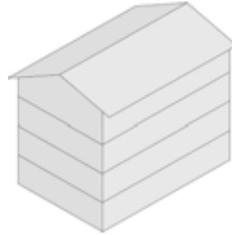


解説3 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例



・単調で大きな壁面は、長大さを感じさせてしまいます。

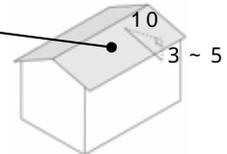
・建築物の棟を分けたり、屋根を雁行させるなど、建築物のボリューム感を低減させた計画

解説4 「勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とは

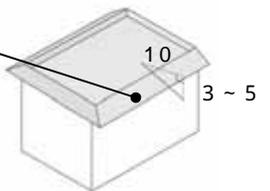
天橋立や周辺からの眺望に対して、整ったまち並み景観とするために、建築物の屋根勾配（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）は、3/10（約16度）から5/10（約27度）までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

上記の屋根勾配の範囲は、一般的な和瓦葺きの屋根に用いられることが多く、屋根材により変化はありますが、和風の趣が感じられるものと言えます。

勾配屋根



勾配屋根形状のパラペット



解説5 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル(知事が別に仕様を定めるものに限る。)を設置した建築物については、勾配屋根に関する規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮により、勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

解説6 「屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性を乱さない」とは

沿道に面して隣り合う建築物の勾配屋根や向き、庇や軒の高さや出幅を揃えることにより、沿道景観の連続性に配慮することができます。また、勾配屋根の屋根面を一方向のみに向けるような片流れ屋根は、設置しないようにしてください。

解説7 「塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする」

「機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする」とは

屋上部の塔屋、建築物等に付帯する機械設備、屋外階段やバルコニー等は、景観を阻害する要因になることもあるため、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることが必要です。

例



勾配屋根と塔屋の形態に配慮された建築物



バルコニー等が一体的に造り込まれた外観

解説8 「天橋立や主要な視点場から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する」とは

建築物等に付帯する機械設備は、景観を阻害する要因になることもあります。

周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、天橋立や幹線道路からの眺望に支障とならないよう、形態や配置の配慮が必要です。

例



施設の望ましい設置例
・敷地周りから機械設備等が直視できないように配慮し、建築物の形態に馴染ませるようにします

解説9 「背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない」とは

建築物の外壁の全面に光沢性のある材料を均一に使用すると、周辺の自然景観との調和を乱し、光の反射などにより、天橋立や周辺からの眺望を阻害するおそれがありますので、カーテンウォール等の構造により光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しないでください。窓や扉にガラスなど光沢性のある材料を用いることはできますが、使用に当たっては、まち並み景観の形成を阻害しないよう配慮することが必要です。

解説10 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする」とは

建築物の基調となる外壁の色彩は、隣接する建築物や背景となる山並み等周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

外壁の色彩基準に適合した事例



10YR7/3

解説11 「建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

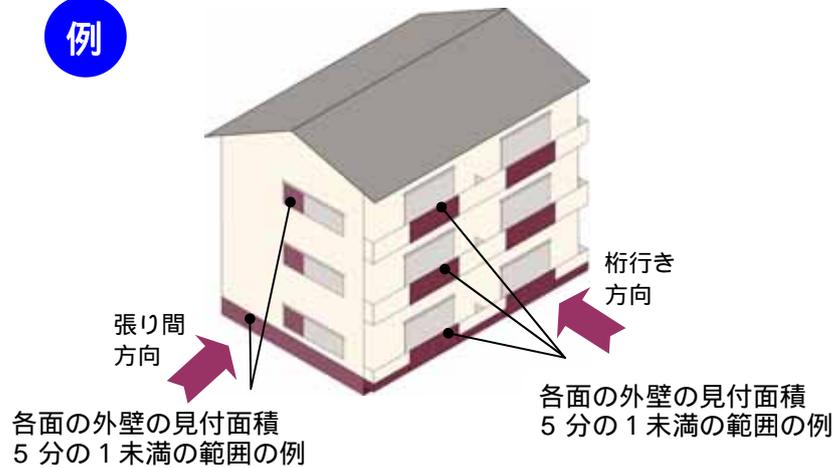
【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

・伝統的な建築物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等（焼き杉板等を含む）の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の見付面積の各々の面で算定することとします。

例



解説12 「周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

特に、眺望景観沿道ゾーンにおいては、天橋立からの眺望に配慮し、海に面する敷地においては、海に面した場所への緑化を積極的に行うようにしてください。

例



植栽の望ましい配置例

- ・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。
- ・天橋立からの眺望に配慮し、海に面した場所に緑地を多く取るよう配慮します。

市街地ゾーンにおける景観形成

目標

天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

景観まちづくりのイメージ

背景の山並みや隣接するまち並みとの調和に配慮した、屋根形状や外壁の色彩等の景観誘導を図る。
(P 4 1、 P 4 2 参照)



背後の山並みや周辺環境との調和に配慮し、敷地内緑化を推進する。
(P 4 2 参照)

市街地ゾーンにおける建築物に係る景観形成基準

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「外観変更」という。)	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

基準内容

項目		景観形成基準													
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。	解説1												
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 	解説2 解説3												
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。	解説4 解説5												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">色相</th> <th style="width: 25%;">明度</th> <th style="width: 25%;">色相</th> <th style="width: 25%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">無彩色</td> <td>N7～N5</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色
色相	明度	色相	彩度												
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下												
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下												
無彩色	N7～N5														
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	解説6												

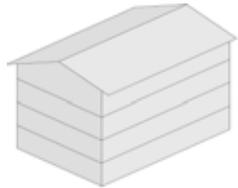
建築物に対する景観形成基準の解説

解説1 「大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない」とは

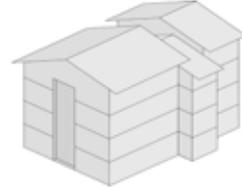
建築物の外壁が単調になりがちな大規模建築物は、外壁の色彩や構造及び仕上げ材等に変化をつけることで、周辺のまち並みや自然環境との調和に配慮した外壁とすることが必要です。

建築物の棟を分けたり、外壁に変化をつけることで、建築物のボリューム感を低減させ、周辺のまち並みとの調和に配慮した配置とすることが重要です。

例



・単調で大きな壁面は、長大さを感じさせてしまいます。

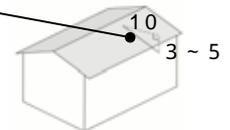


・建築物の棟を分けたり、屋根を雁行させるなど、建築物のボリューム感を低減させた計画

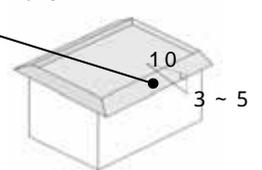
解説2 「勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とは

天橋立や周辺からの眺望に対して、整ったまち並み景観とするために、建築物の屋根勾配（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）は、3/10（約16度）から5/10（約27度）までとし、原則として片流れ屋根の形状としないこととしてください。

上記の屋根勾配の範囲は、一般的な和瓦葺きの屋根に用いられることが多く、屋根材により変化はありますが、和風の趣が感じられるものと言えます。



勾配屋根形状のパラペット



市街地ゾーン

解説3 「屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、勾配屋根に関する規定は適用しない」とは

屋上緑化や太陽光パネル等設置については、様々な視点での社会的課題に対応するため、景観形成を推進する本地域についても一定認めていくべきであると考えていますが、本地域での設置等に当たっては、周辺の自然環境や近隣のまち並みとの調和を図るために、緑化やパネル等設備が建築物本体や勾配屋根と一体的に見えるデザインや配置面での配慮が必要です。

これらの配慮により、勾配屋根とする規定は適用除外されます。



屋上緑化の望ましい設置例

例



勾配屋根と一体となった太陽光パネル設置例

解説4 「建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。」とは

建築物の基調となる外壁の色彩は、隣接する建築物や背景となる山並み等周辺の自然環境との調和に配慮した色彩としてください。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。



解説5 「建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない」とは

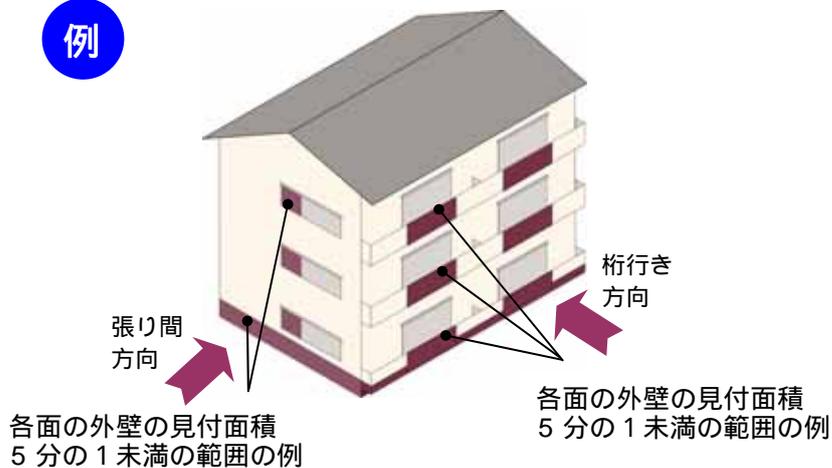
【外壁に用いられる着色していない木材(焼き杉板等を含む)や漆喰壁等について】

- ・伝統的な建物等は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。これらの建築物等の外壁で用いられている白漆喰や着色していない木材等(焼き杉板等を含む)の材料を外壁材として用いる計画は、景観形成においても適切であると判断しているため、色彩基準の規定について適用除外としました。

【外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について】

- ・建築物の外壁の色彩は、外観デザインの工夫やサイン等の機能などに配慮するため、張り間、桁行き方向の各面において、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外とします。
- ・建築物の外壁の見付面積の各々の面で算定することとします。

例



各面の外壁の見付面積 5分の1未満の範囲の例

各面の外壁の見付面積 5分の1未満の範囲の例

解説6 「周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する」とは

山裾に建築物がある場合や海に面して建築物を配置する場合、敷地や建築物周りの緑化が重要となります。

背景となる山並みの緑や近隣の緑との調和を図るため、主要な視点場からの視野の前面に緑を配置するなど、建築物周りの緑化修景と併せて、地域の植生に配慮した植栽とすることが重要です。

例



植栽の望ましい配置例
・敷地周りや建築物周りに緑を配置して背後の山や周辺に馴染むよう配慮します。

各ゾーン共通の景観形成

景観まちづくりのイメージ

背景の山並み等周辺の自然環境や隣接するまち並みとの調和に配慮した外壁の色彩等の景観誘導を図る。

天橋立からの良好な眺望を保全するため、大規模な建築物の外壁は、均一で単調な壁面としない。



天橋立や周辺からの眺めに考慮し、背後の山並みや周辺環境との調和に配慮した、敷地内緑化を推進する。

工作物に係る景観形成基準の解説

工作物に係る景観形成基準

届出対象行為

工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更	対象となる行為	
工作物の種類	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン
煙突	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの	高さ15mを超えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
昇降機、ウォーターシュート等	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
自動車車庫の用途に供する施設	15㎡を超えるもの	高さ12mを超えるもの
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
装飾塔、記念塔等	高さ4mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの	すべてのもの

工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象から除外する。

基準内容

項目	景観形成基準																
	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン															
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。 周囲のまち並み景観や周辺の既存緑地等と調和するよう配置する。 建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠と調和した形態及び意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。 	解説1														
色彩	<p>外観</p> <ul style="list-style-type: none"> 基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。 また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5		解説2 解説3
色相	明度	色相	彩度														
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下														
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7~N5																

工作物に対する景観形成基準の解説

解説1 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しない配置について

天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないように、工作物を配置してください。配置する場合は、視対象となるものから遠ざけるなど、配置に配慮してください。

解説2 工作物の外観の基調となる色彩基準について

工作物の外観の基調となる色彩は、マンセル表色系で範囲を規定しています。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱及び木柱等については、マンセル表色系の規定値の他、濃茶系色の色彩を使用することができます。

「濃茶系色」を用いた支柱の事例

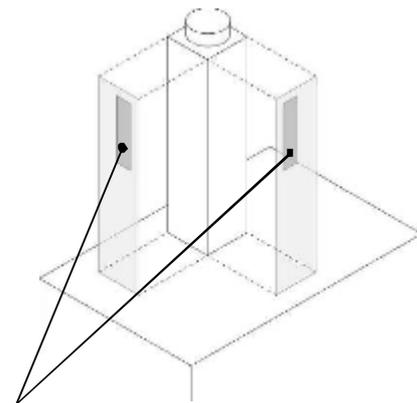


濃茶系色の支柱

*この支柱のマンセル値は、5YR3/1です。

解説3 外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩について

工作物の外観の色彩において、外観のデザイン性やサイン等の誘目性などに配慮するため、外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外としています。



外観の見付面積の5分の1未満の範囲の例

開発行為等に係る景観形成基準の解説

開発行為に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・ 俯瞰景観重点ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更等	500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・ 眺望景観沿道ゾーン・ 市街地ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更等	3,000㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・ 俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する。 ・よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない。 	<p>解説1</p> <p>解説2</p>
幹線道路沿道ゾーン・ 眺望景観沿道ゾーン・ 市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する。 	<p>解説1</p>

開発行為に対する景観形成基準の解説

解説1 「周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、土地の造成により発生する造成法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言えず、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。



法面の斜面や小段への緑化例
小段部：中高木植栽
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

解説2 「よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない」とは

開発の際に発生するよう壁等の構造物については、その構造及び表面の仕上げは、自然石又は、それに類する化粧型枠等による自然石風の仕上げとし、周辺の景観に調和した仕上げとします。



よう壁の仕上げ等の修景例

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	3,000㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 行為の結果生じた法面等は、緑化する。 行為完了後は、緑地を復元する。 	解説1
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 行為の結果生じた法面等は、緑化する。 	解説1

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に対する景観形成基準の解説

解説1 「行為の結果生じた法面等は、緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、行為の結果生じた法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言い難く、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。



法面の斜面や小段への緑化例
小段部：中高木植栽
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

木竹の伐採に係る景観形成基準

【自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	木竹の伐採	500㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	・行為完了後は、緑地を復元する。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000㎡以上の行為

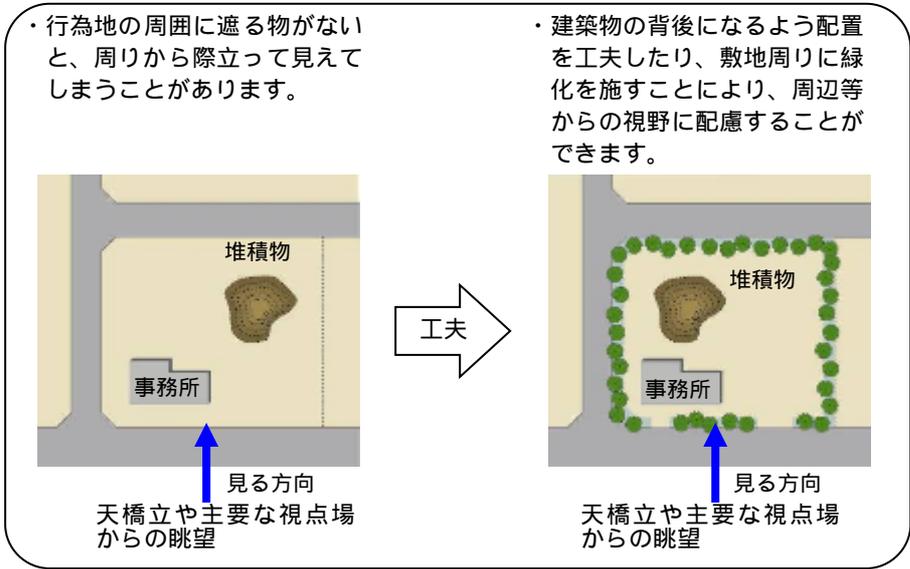
基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する。 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	解説 1 解説 1
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する。 天橋立からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	解説 1 解説 1

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準の解説

解説 1 「天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する」
 「天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲からの視野に配慮するために、行為地外周を緑化してください。特に、行為地に隣接して道路がある場合には、道路からの視野に配慮するなど、積極的な緑化を行うようにしてください。



水面の埋立てに係る景観形成基準

【自然景観保全ゾーン】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン	水面の埋立て	500㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない。 ・法面が生じる場合は、樹木等で緑化する。 	解説1 解説1

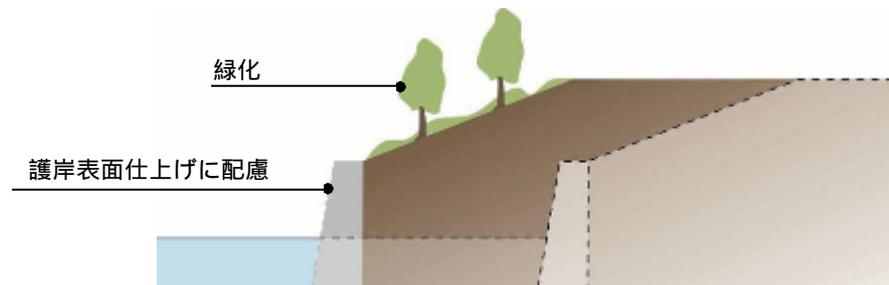
水面の埋立てに対する景観形成基準の解説

解説1 「護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない」 「法面が生じる場合は、樹木等で緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、水面の埋め立てにより発生する造成法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言い難く、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。

また、水面の埋め立てにより形成される護岸については、天橋立からの眺望に対して配慮するために、自然石や擬石仕上げ等を施すようにしてください。



法面の斜面への緑化例
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

特定照明に係る景観形成基準

【対象区域全域】
届出対象行為

対象区域全域	行為の種類	対象となるもの
	特定照明	届出対象となる規模の建築物及び工作物に対する行為

基準内容

項目	景観形成基準	
対象区域全域	・ 特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、色彩基準で規定する色彩の範囲とする。	解説1

特定照明に対する景観形成基準の解説

解説1 「特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、色彩基準で規定する色彩の範囲とする」とは

特定照明とは、建築物や工作物をライトアップする場合のことを指し、そのライトアップする対象の範囲を壁面等に限定するものです。

ライトアップにより照射される壁面は、その照射面において認識される色彩を色彩基準で規定する色彩の範囲内としてください。

また、建築物や工作物へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。



特定照明（建築物へのライトアップ）

參考資料

参考資料

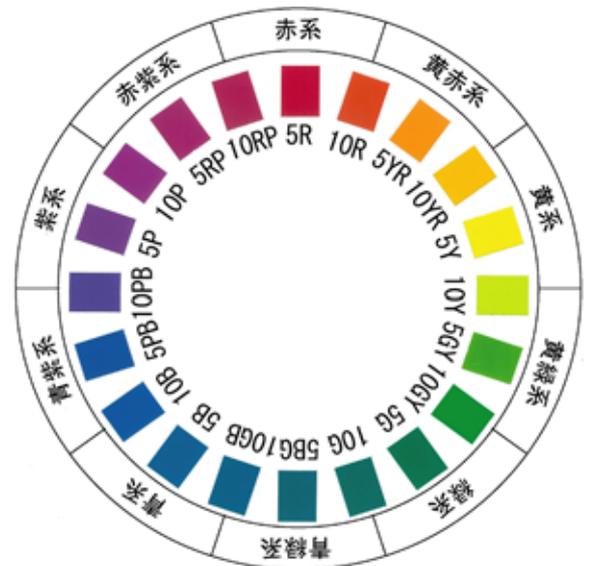
マンセル表色系について

マンセル表色系とは？

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼びます。

マンセル表色は、系統的に整理し記号化されたもので、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相・明度・彩度のそれぞれ独立した色の性質（三属性）によってひとつの色を表示することができます。



色相環

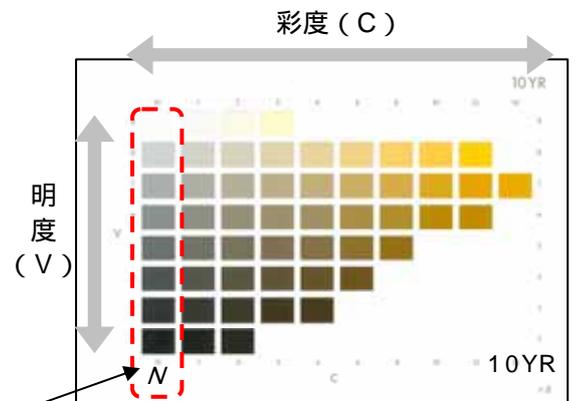
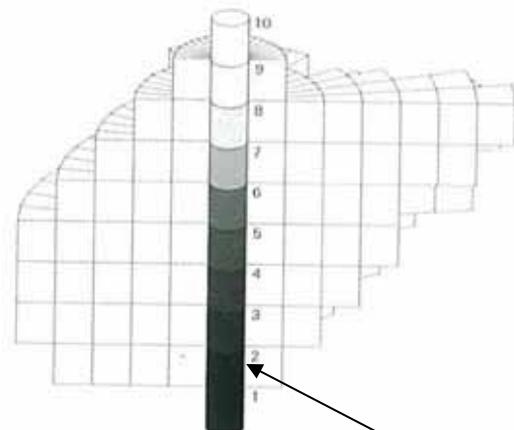
色相 (Hue)・・・どんな色合いか

R (赤) Y (黄) G (緑) B (青) P (紫) 5色相を基準とし、さらにその中間に YR (黄赤) GY (緑黄) BG (青緑) PB (青紫) RP (赤紫) を配し、10色相をもって構成します。

明度 (Value)

・・・どのくらいの明るさか、暗さか

通常1～9.5までで、数字が大きいほど明るくなります。明るいことを「明度が高い」といいます。また、完全な黒を0、完全な白を10とします。



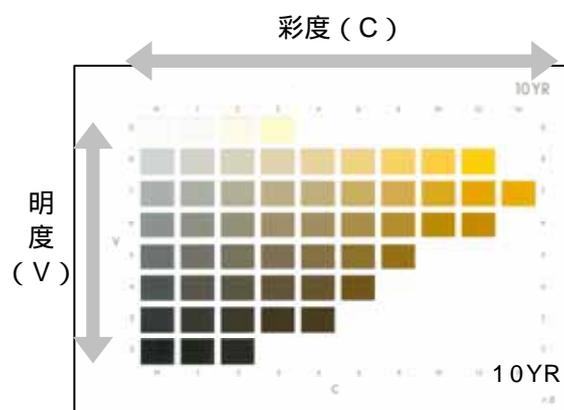
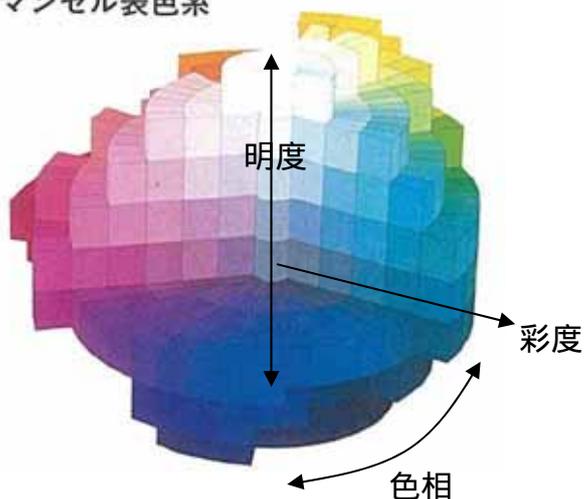
縦軸が明度を示す

彩度 (Chroma)

・ ・どのくらい鮮やかか、くすんでいるのか

彩度も数字で表され、数字が大きいほど鮮やかさが増します。その最高値は色相によって若干異なります。鮮やかなことを「彩度が高い」といいます。

マンセル表色系



マンセル記号の見方の説明

マンセル表色は色相 明度 / 彩度の順に読み、マンセル記号は、H V / Cの順に書き表します。

例えば「5 R 8 / 2」は「5アール8の2」と読みます。

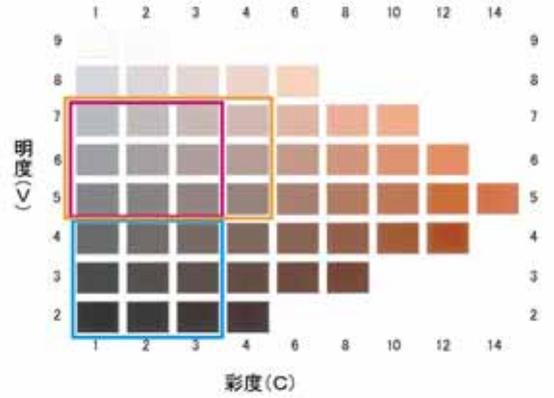
また、彩度0明度9の無彩色は「N9.0」と表します。

ごアール 8 はち の に
5 R / 8 / 2
色相 明度 彩度

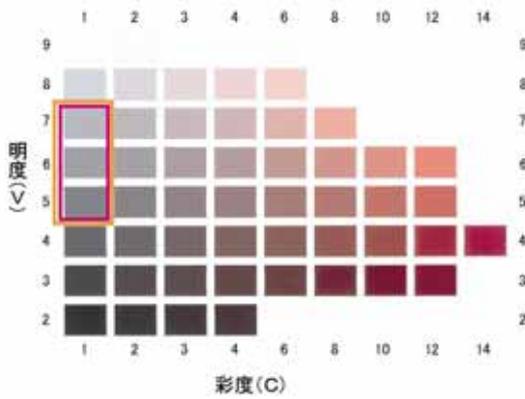
色彩基準の主な色票

この色票は印刷物のため、実際の色とは異なる場合がありますので、色見本等により御確認下さい。

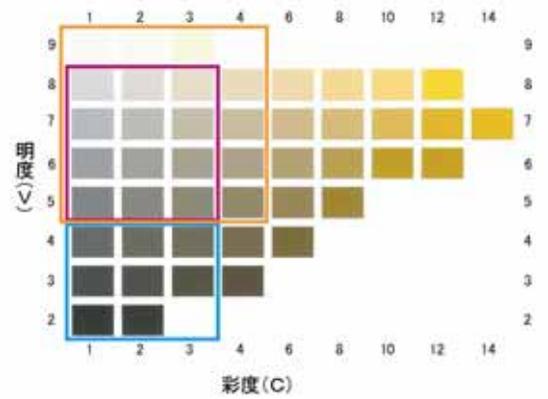
10R



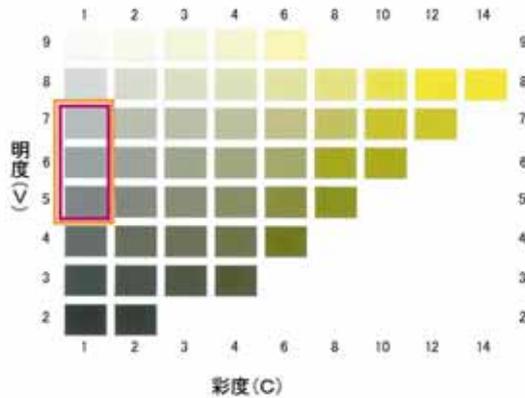
5R



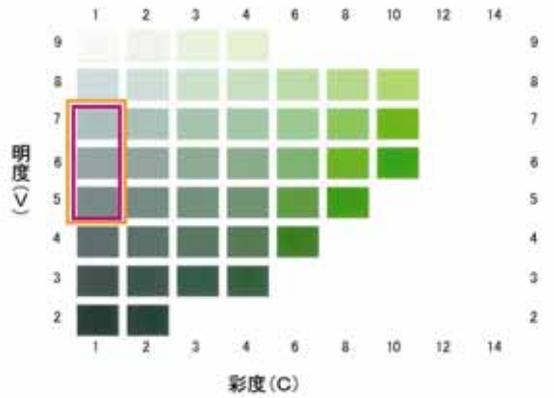
10YR



5Y



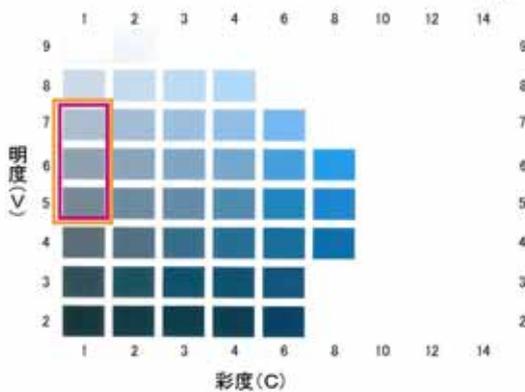
5GY



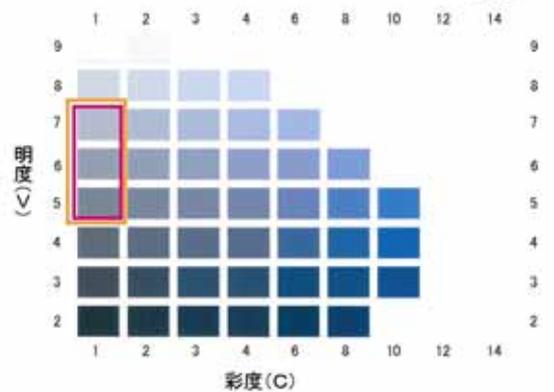
N

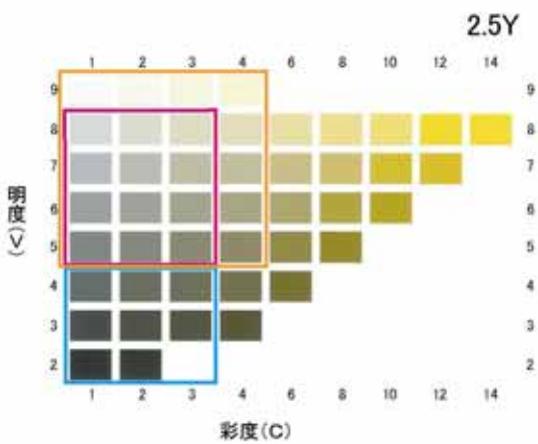
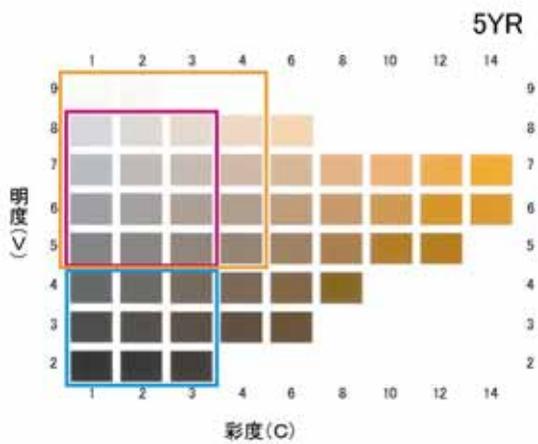


5B



5PB

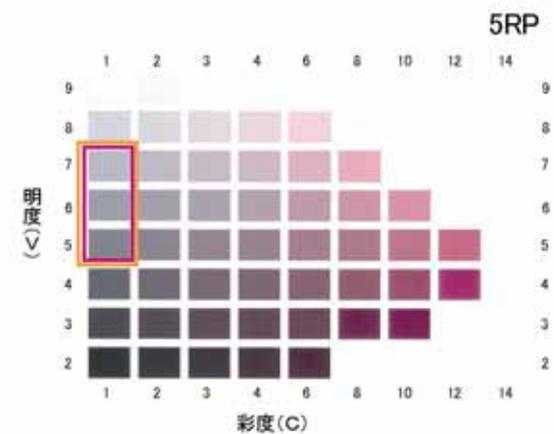
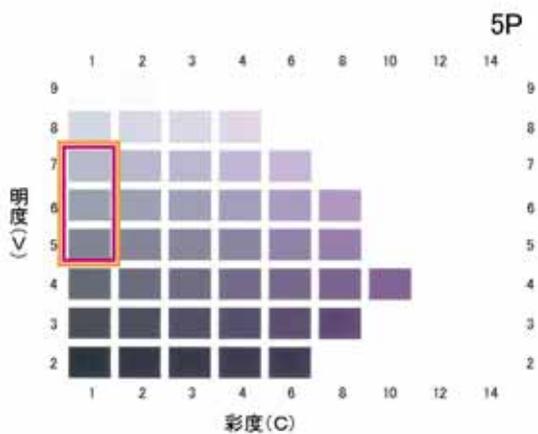
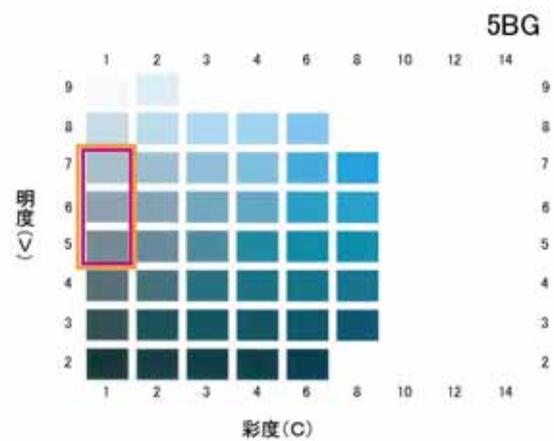
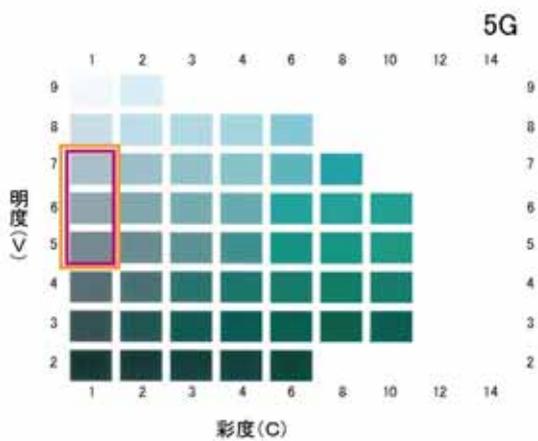




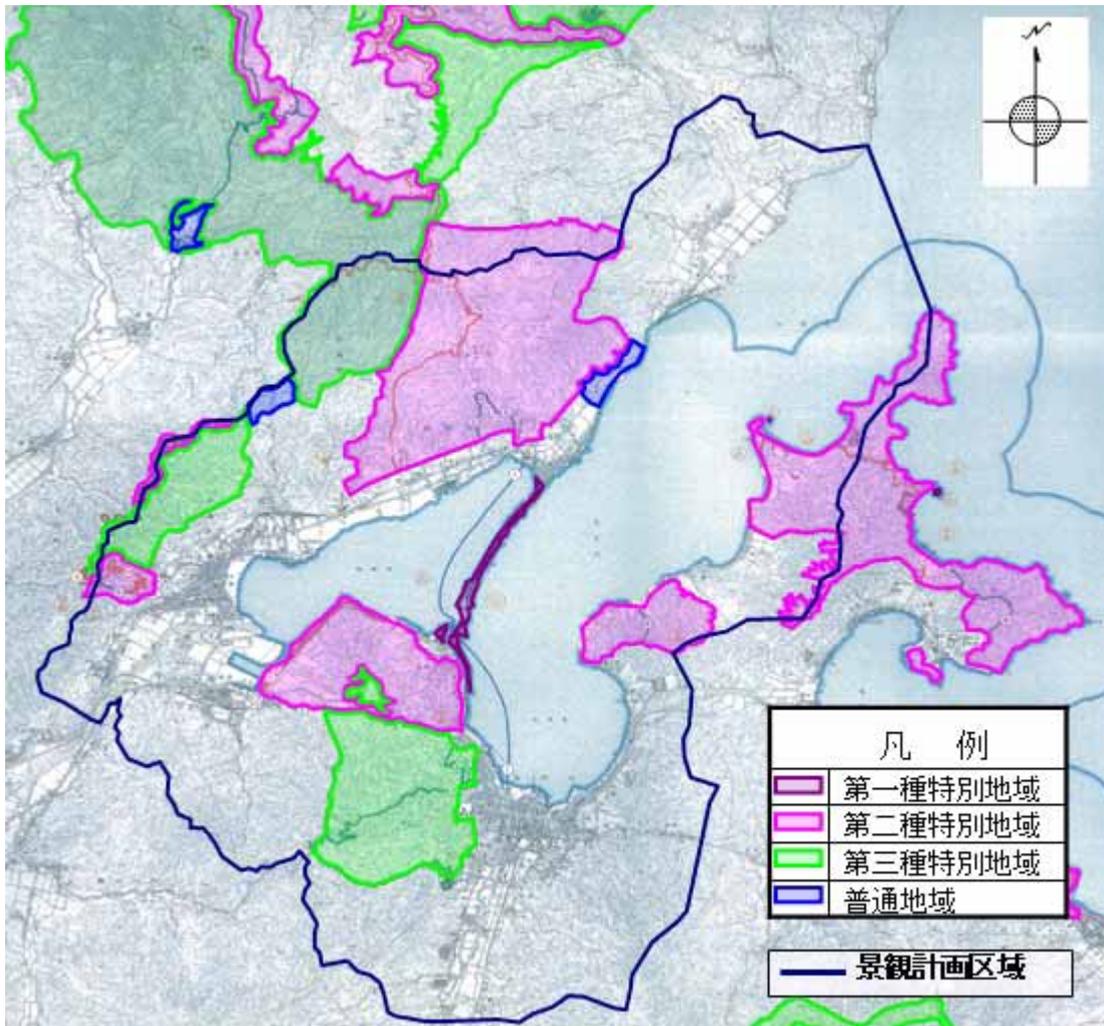
建築物等の外壁の色彩基準	
	俯瞰景観重点ゾーン (地階を除く階数が4以上の建築物等 (1)) 及びその他のゾーン
	俯瞰景観重点ゾーン ((1) 以外の建築物)

- 1
- ・地階を除く階数が4以上の建築物
 - ・高さが12mを超える建築物
 - ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物

建築物等の屋根の色彩基準	
	俯瞰景観重点ゾーン



丹後天橋立大江山国定公園区域



丹後天橋立大江山国定公園区域図

詳細の区域は、京都府丹後土木事務所でご確認下さい。

植栽計画について

植栽計画の考え方

天橋立や周辺からの眺めに考慮し、周囲の山並みや周辺環境との調和に配慮した敷地内緑化を推進するため、建築物の外周や敷地外周部への緑地配置を規定しています。特に、山裾や海に面して建築物を配置する場合、建築物や敷地外周の緑化が重要となります。

植栽計画に当たっては、天橋立や主要な視点場からの眺めを考慮した緑地の配置とし、また、背景となる山並みや天橋立の松並木の緑との調和を図るため、地域の植生に配慮した樹種とすることが重要です。



敷地内の道路側に緑を配置し、周囲の山並みや緑地に配慮した配置例



海に面した敷地外周や建築物の外周に緑を配置し、背後の山並みに馴染むよう配慮した配置例

植栽の実施事例



道路沿いに生垣を設置し、敷地内に中高木をバランス良く配置されている事例



道路沿いに塀が設けられているが、その上部から敷地内の中高木を見ることができ、隣接地の生垣と合わせて緑の連続性に配慮されている事例



歩道の植栽と敷地内の樹木や生垣が一体的に見えるよう配置されている事例



敷地の角部の低木や中央部のシンボリックな樹木により、小スペースで効果的に緑地を配置されている事例

天橋立周辺地域における用途別の推奨樹種

天橋立周辺地域においては、周囲の山並みや天橋立の松並木との調和を図るため、地域の植生に配慮し、植栽の用途に応じた樹種を選定し配置することが重要です。

以下の表は、天橋立周辺地域の植生に適すると考えられる樹種を植栽の用途別にまとめたものです。本表を参考にいただき、建築物等の景観形成に合わせた当地域に相応しい緑化の推進に御協力ください。

植栽の用途

- ・主木（シンボルツリー） シンボルとなる姿の美しい樹で、中心部や門の近くに配置
- ・副木（サブツリー） 主木を引き立てる役割を持ち、主木に添えて配置
- ・景観木（アクセントツリー） 花や実、色を楽しめる樹で、植栽のアクセントとなる樹
- ・整形木 仕立てによって姿を整える樹
- ・生垣 目隠しや美観のために、主に常緑樹を列に植えてつくる「緑の塀」
- ・寄植 花などを楽しむ樹で、植栽のアクセントとして低木を密に配置

高中木 常緑樹

名前	葉型	用途					
		主木	副木	景観木	整形木	生垣	寄植
アカマツ	針葉						
アラカシ	広葉						
イチイ	針葉						
イヌマキ	針葉						
ウバメガシ	広葉						
ウラジロモミ	針葉						
カヤ	針葉						
キンモクセイ	広葉						
クスノキ	広葉						
クロガネモチ	広葉						
クロマツ	針葉						
サカキ	広葉						
サザンカ	広葉						
シラカシ	広葉						
スダジイ	広葉						
ソヨゴ	広葉						
タブノキ	広葉						
ネズミモチ	広葉						
ヒノキ	針葉						
モチノキ	広葉						
モッコク	広葉						
ヤブツバキ	広葉						
ヤマモモ	広葉						
ユズリハ	広葉						

高中木
落葉樹

名前	葉型	用途					
		主木	副木	景観木	整形木	生垣	寄植
アオハダ	広葉						
アカシデ	広葉						
アズキナシ	広葉						
イヌシデ	広葉						
イロハモミジ	広葉						
ウワミズザクラ	広葉						
エゴノキ	広葉						
エノキ	広葉						
カツラ	広葉						
ガマズミ	広葉						
カマツカ	広葉						
クマシデ	広葉						
クロモジ	広葉						
ケヤキ	広葉						
コナラ	広葉						
コハウチワカエデ	広葉						
コブシ	広葉						
サクラ類	広葉						
サルスベリ	広葉						
シナノキ	広葉						
ダンコウバイ	広葉						
トチノキ	広葉						
ナツハゼ	広葉						
ナナカマド	広葉						
ネジキ	広葉						
ノリウツギ	広葉						
ヤマボウシ	広葉						
リョウブ	広葉						

低木
常緑樹

名前	葉型	用途					
		主木	副木	景観木	整形木	生垣	寄植
アオキ	広葉						
アセビ	広葉						
イヌツゲ	広葉						
クサツゲ	広葉						
クチナシ	広葉						
ナンテン	広葉						
ヒサカキ	広葉						
マサキ	広葉						
マンリョウ	広葉						

低木
落葉樹

名前	葉型	用途					
		主木	副木	景観木	整形木	生垣	寄植
アキグミ	広葉						
ウツギ	広葉						
エゾアジサイ	広葉						
コデマリ	広葉						
サンショウ	広葉						
タニウツギ	広葉						
ドウダンツツジ	広葉						
ニワトコ	広葉						
ハナイカダ	広葉						
マユミ	広葉						
ミツバツツジ類	広葉						
ムラサキシキブ類	広葉						
ヤマツツジ	広葉						
ヤマハギ	広葉						
ヤマブキ	広葉						

届出に必要な書類

届出の際に必要な書類

正本1部及びその写し1部を提出してください

建築物の建築等又は工作物の建設等に係る行為の場合

図書の名称	内容	備考
行為届		第6号様式(注1)
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	第7号様式(注1)
当該敷地及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺1/2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注2)
当該敷地及び周辺の状況を示す写真	・当該敷地、建築物又は工作物の付近から撮影したものと、周辺のまち並みがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注2)
当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	・縮尺1/100以上 ・敷地境界、建築物又は工作物の位置や植栽の配置等を記載したもの	(注2)
建築物又は工作物の彩色が施された立面図	・縮尺1/50以上 ・色彩(マンセル値表示)各部分の仕上げを記載したもので、彩色されているもの	(注2)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注2)

開発行為の場合

図書の名称	内容	備考
行為届		第6号様式(注1)
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	第7号様式(注1)
当該区域及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺1/2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注2)
当該区域及び周辺の状況を示す写真	・当該区域の付近から撮影したものと、周辺のまち並みがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注2)
設計図又は施行方法を明らかにする図面	・縮尺1/100以上	(注2)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注2)

土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋立て、特定照明に係る行為の場合

図書の名称	内容	備考
行為届		第6号様式(注1)
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	第7号様式(注1)
当該区域及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺1/2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注2)
当該区域及び周辺の状況を示す写真	・当該区域の付近から撮影したものと、周辺のまち並みがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注2)
設計図又は施行方法を明らかにする図面	・縮尺1/100以上	(注2)
行為の制限に対する措置状況を記した書類		(注2)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注2)

(注1)第6号様式及び第7号様式は、京都府景観条例施行規則の規定による様式です。

(注2)規定された縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面に替えることができます。

規定された書類の添付の必要がないと景観行政団体の長が認める場合は、これを省略することができます。

年 月 日

〔京都府知事 様
宮津市長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の
氏名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕〕[㊞]

行 為 届

景観法第16条第1項の規定により、
ついて、別紙のとおり届け出ます。

景観計画の区域内における行為に

添付書類

- 1 行為の概要を示す図書
 - (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等にあつては、景観法施行規則第1条第2項第1号に掲げる図書
 - (2) 開発行為にあつては、景観法施行規則第1条第2項第2号に掲げる図書
 - (3) 京都府景観条例第21条第1項に掲げる行為にあつては、京都府景観条例施行規則第7条の3第2項に掲げる図書
- 2 行為の制限に対する措置状況を記した書類
- 3 設計図又は施行方法を明らかにする図面

注 正本1部及びその写し1部を提出してください。

別紙

1 行為の場所		地名地番				
		面積	m ²	区域の別		
2 対象行為の種類	対象行為	対象行為の内容				
	建築物の新築等	区分	新築 修繕	増築 模様替	改築 色彩変更	移転
		高さ	m		階数	階
		床面積の合計	m ²		外観変更に係る見付面積の合計	m ²
	工作物の建設等	区分	新設 修繕	増築 模様替	改築 色彩変更	移転
		種類				
		高さ	m		築造面積	m ²
		外観変更に係る見付面積の合計	m ²		総見付面積	m ²
	開発行為	開発行為面積				m ²
	その他	土地の形質の変更 (土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他())				行為面積 m ²
		木竹の植栽又は伐採 (植栽 伐採)				
		屋外における物件の堆積 (土石 廃棄物 再生資源 その他)				
水面の埋立て又は干拓 (埋立て 干拓)						
特定照明						
特定照明を行う建築物又は工作物の規模						
建築物		高さ	m	階数	階	床面積の合計 m ²
工作物	種類		高さ	m	築造面積 m ²	
3 設計又は施行方法						
4 行為の期間		着手予定日	年	月	日	
		完了予定日	年	月	日	
5 備考						

注1 「区域の別」は、天橋立周辺地域景観計画の区域内における行為の場合に、規則第7条の2第2項第1号又は第2号に掲げる区域の別を記入してください。

2 「総見付面積」は、外観の変更の場合のみ記入してください。

年 月 日

〔京都府知事 様
宮津市長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の
氏名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕〕印

行為変更届

景観法第16条第2項の規定により、年 月 日付けで届出の行為の変更について、別紙のとおり届け出ます。

1 変更の概要

変更前	変更後

2 変更の理由

添付書類

1 行為の概要を示す図書

- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等にあつては、景観法施行規則第1条第2項第1号に掲げる図書
- (2) 開発行為にあつては、景観法施行規則第1条第2項第2号に掲げる図書
- (3) 京都府景観条例第21条第1項に掲げる行為にあつては、京都府景観条例施行規則第7条の3第2項に掲げる図書

2 行為の制限に対する措置状況を記した書類

3 設計図又は施行方法を明らかにする図面

注 正本1部及びその写し1部を提出してください。

別紙

1 行為の場所		地名地番					
		面積	m ²	区域の別			
2 対象行為の種類	対象行為	対象行為の内容					
	建築物の新築等	区分	新築 修繕	増築 模様替	改築 色彩変更	移転	
		高さ	m		階数	階	
		床面積の合計	m ²		外観変更に係る見付面積の合計	m ²	
	工作物の建設等	区分	新設 修繕	増築 模様替	改築 色彩変更	移転	
		種類					
		高さ	m		築造面積	m ²	
		外観変更に係る見付面積の合計	m ²		総見付面積	m ²	
	開発行為	開発行為面積				m ²	
	その他	土地の形質の変更 (土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他())				行為面積 m ²	
		木竹の植栽又は伐採 (植栽 伐採)					
屋外における物件の堆積 (土石 廃棄物 再生資源 その他)							
水面の埋立て又は干拓 (埋立て 干拓)							
特定照明							
特定照明を行う建築物又は工作物の規模							
	建築物	高さ	m	階数	階	床面積の合計	m ²
	工作物	種類		高さ	m	築造面積	m ²
3 設計又は施行方法							
4 行為の期間		着手予定日	年	月	日		
		完了予定日	年	月	日		
5 備考							

注1 「区域の別」は、天橋立周辺地域景観計画の区域内における行為の場合に、規則第7条の2第2項第1号又は第2号に掲げる区域の別を記入してください。

2 「総見付面積」は、外観の変更の場合のみ記入してください。

【お問い合わせ先】

京都府建設交通部都市計画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-5327

E-mail：toshi@pref.kyoto.lg.jp

京都府丹後土木事務所

〒626-0044 宮津市字吉原2586-2

企画調整室（景観関係）

TEL：0772-22-2143

管理室（自然公園関係）

TEL：0772-22-3245

E-mail：tanshin-do-tango@pref.kyoto.lg.jp

宮津市建設室都市整備係

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

TEL：0772-22-2121

E-mail：tosiseibi@mail.city.miyazu.kyoto.jp

与謝野町建設課

〒629-2292 与謝郡与謝野町字岩滝1798番地

TEL：0772-46-3267

E-mail：kensetsu@town.yosano.lg.jp

【天橋立周辺地域景観まちづくり計画のホームページ】

<http://www.pref.kyoto.jp/hashidate-model/>